GRACE TECHNOLOGY

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

平成28年11月

グレイステクノロジー株式会社

1　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式392,985,600円（見込額）の募集及び株式270,900,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式109,865,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成28年11月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式処分並びに株式売出届出目論見書

グレイステクノロジー株式会社
東京都港区虎ノ門三丁目8番21号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1．事業の概況

当社は、国内・国外のメーカーを中心に、各種産業機械やソフトウエアに付随する操作系及び運用系の技術マニュアル、さらに社内業務マニュアルなどあらゆるマニュアルの企画・構成、編集、制作及び翻訳（多言語化）を専門とするマニュアルオーダーメードサービス（MOS事業）を提供するとともに、それらマニュアルのデジタル化を推進し、企業のマニュアルに係るコスト低減を実現するマニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を行うマニュアルマネージメントシステム（MMS事業）を展開しております。

（当社が扱う主なマニュアル）

操作系	運用系	業務系
・取扱説明書 ・設置マニュアル ・リファレンスマニュアル ・パーツカタログ ・ヘルプ／GUI* ・チュートリアル	・導入マニュアル ・メンテナンスマニュアル ・整備マニュアル ・制御マニュアル ・運用マニュアル ・トレーニングマニュアル ・サポート・修理マニュアル	・業務マニュアル ・管理マニュアル ・セールスマニュアル ・接客応対マニュアル ・システム運用マニュアル ・社員研修マニュアル ・人事系マニュアル

* GUI（ジー・ユー・アイ）:Graphical User Interfaceの略語。アイコン（絵文字）やプルダウンメニューなどを多用することによって、コンピュータの操作を容易にしたインタフェース。

■ 売上高の推移

（千円）

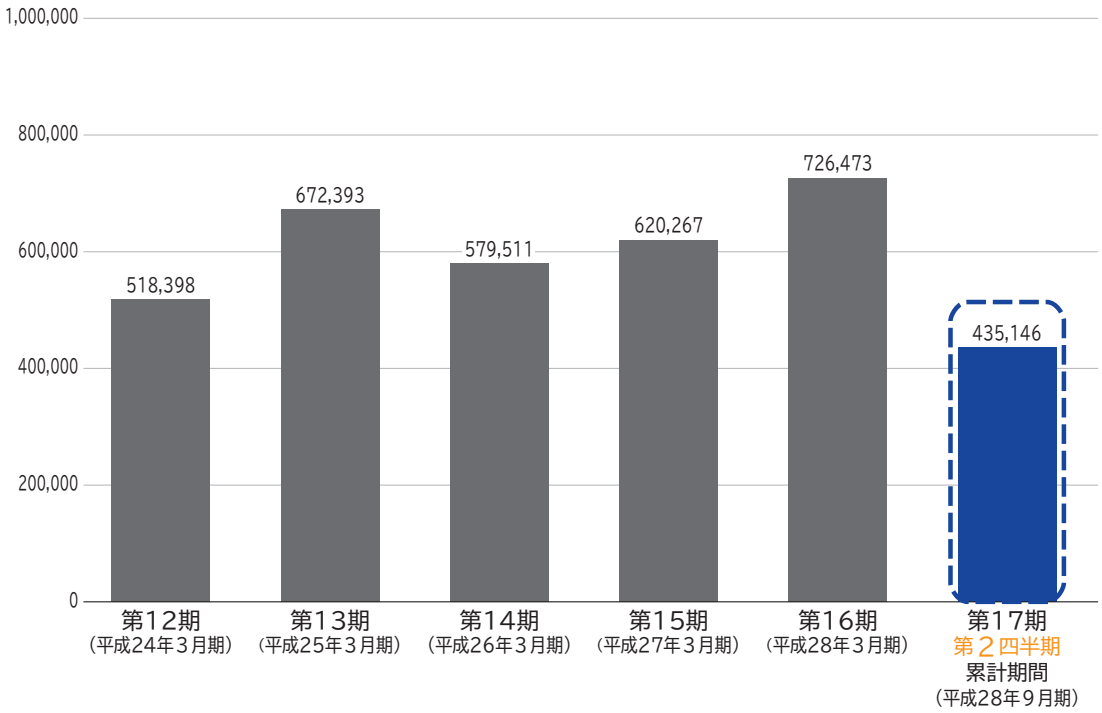

2. 事業の内容

① MMS（マニュアルマネージメントシステム）事業

MMS事業では、マニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を行っており、その機能は、（ｉ）マニュアルの企画・構成、編集、制作をWeb上で行う作成プラットフォーム、（ii）デジタル化されたマニュアルのユーザーへの配信及び必要に応じて印刷・製本するオンデマンド印刷、（iii）ユーザーの検索、利用及び問い合わせに対応するポータルサイトの主に３つで構成されております。

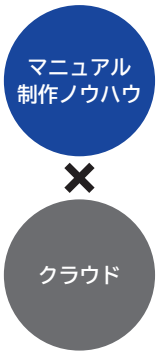

「e-manual」導入の利点

- Web上でテキストを入力するだけで自動的に汎用性が高いXML形式のデータにすることができ、かつDTP*の専門知識がなくても簡単にレイアウト調整が可能
- 製品毎のマニュアル作成にあたって既存マニュアルの活用・転用が容易になるため、作成効率が向上
- 作成履歴の管理機能及び承認機能が搭載され、マニュアル制作の進捗及びマニュアルに関連する情報管理が可能

* DTP（ディー・ティー・ピー）:Desk top publishingの略語。コンピュータを使って、あかたも机の上だけで印刷物を作り出してしまうこと。

② MOS（マニュアルオーダーメードサービス）事業

MOS事業では、専門性の高い各種マニュアルのテクニカルライティング（ユーザーの目線で正確かつわかり易い文書を作成すること）及び技術翻訳を提供しております。

当社は、マニュアルがメーカーとユーザーをつなぐ重要なコミュニケーションツールであると捉え、ユーザーの利用目的に応じた注意事項や潜在的な疑問点等に的確に応えたマニュアル作りを提案しております。具体的には、メーカーのコールセンターやヘルプデスク等に寄せられたお問い合わせ内容の分析や製品の利用状況のリサーチ、製品の設計資料を読み込み、技術者へのヒアリング、操作確認やモニタリングなどを経て、ゼロベースからテクニカルライティングを行っております。

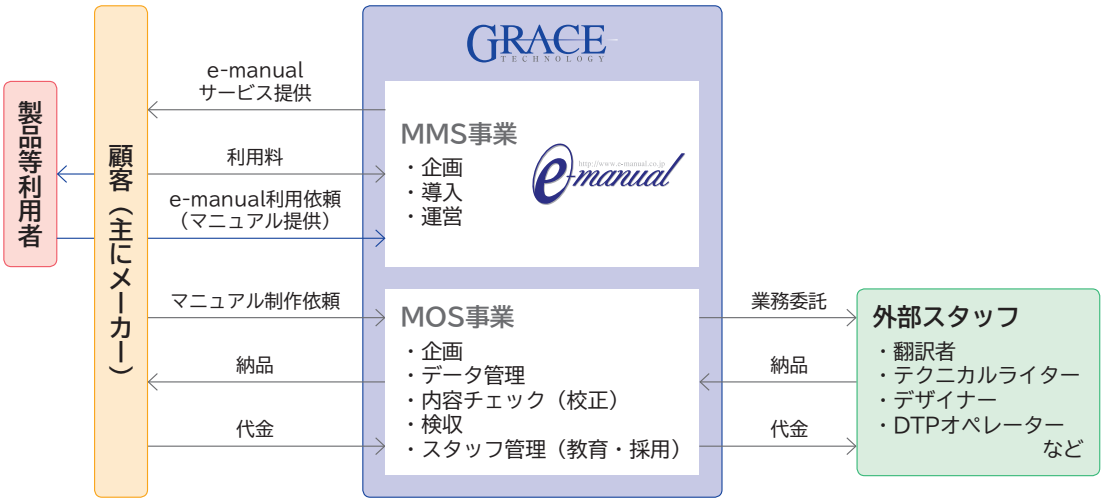

3. サービスの特徴

■「e-manual」（クラウド型のマニュアル管理サービス）

「e-manual」は、膨大なマニュアルを電子化し、クラウド上で総合管理・制作する「Manual Management System（MMS）」です。

当社はマニュアル制作を1つのシステムとして見たときに起こる数々の問題点を熟知しております。それらを解決するソリューションとして、e-manualは、「品質向上」「業務効率化」「負担軽減」「コスト削減」を実現致します。

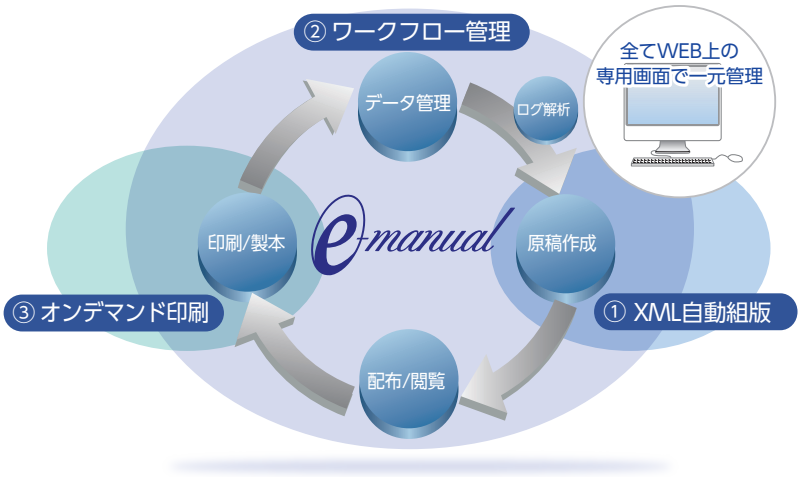

特徴1 テンプレートを使ったPDF作成
文章とデザインを分離する

e-manualには、見出しのデザインやフォントのサイズ、画面や表の配置方法などが「テンプレート」として定義されています。書き手はWeb上で文章や表を入力するだけで、質の高いPDFを作成することができます。

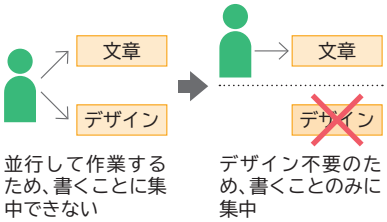

特徴2 ワークフロー
マニュアルと制作工程を一元管理する

e-manualでは、書き手やレビュアーはクラウド上のマニュアルを共有します。Web上に表示されるマニュアルは常に最新版です。

また、e-manualにはワークフロー機能が備わっているため、書き手が修正を申請し、上席者が承認することで、はじめてマニュアルの内容が変更されるといった、厳格な工程管理が可能です。

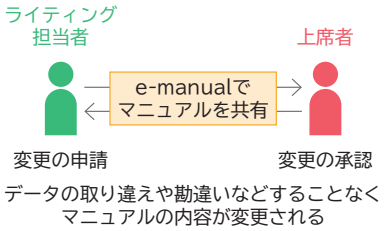

特徴3 マニュアルのデータベース化
文章や画像を再利用する

e-manualでは複数のマニュアルに存在する、同じ文章や画像、表などを共通の資源として管理します。たとえば、共通化されている文章をあるマニュアルで変更すると、別のマニュアルでもその文章が自動で変更されます。

これにより、本来同じであるべき文章がマニュアルによって違っていたり、更新すべき文章が古いまま残るといったことを防げます。

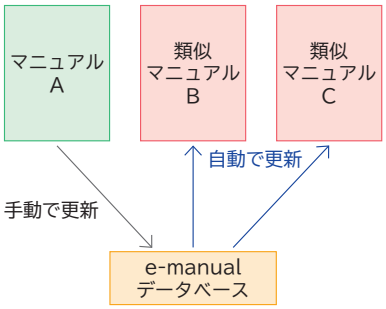

■ コンサルティング能力の蓄積

創業時からBtoBの製品に特化したマニュアルを制作しており、その時々のテクノロジーの変化に合わせた業務を行ってきた経験やノウハウを蓄積しています。

具体的には、ログ分析能力や用語集・スタイルガイドの作成手法などです。

● よくある状況

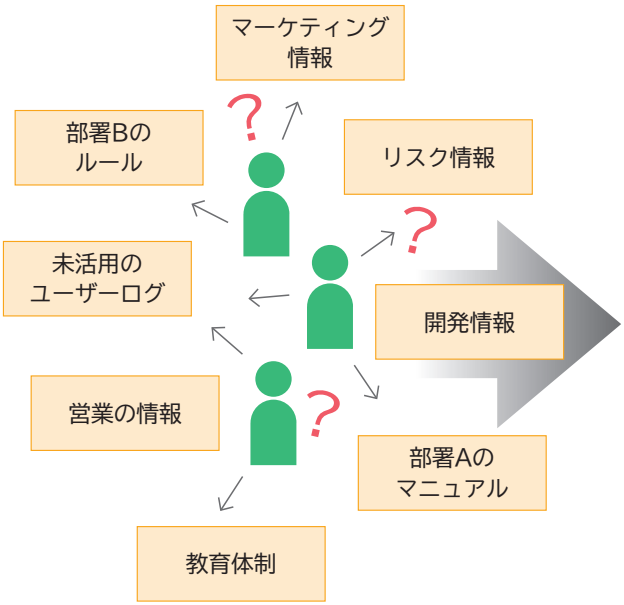

社内ルールやデータの整理、制作体制などが
整理されていないため非効率な動きに・・・

● コンサルティング項目(例)

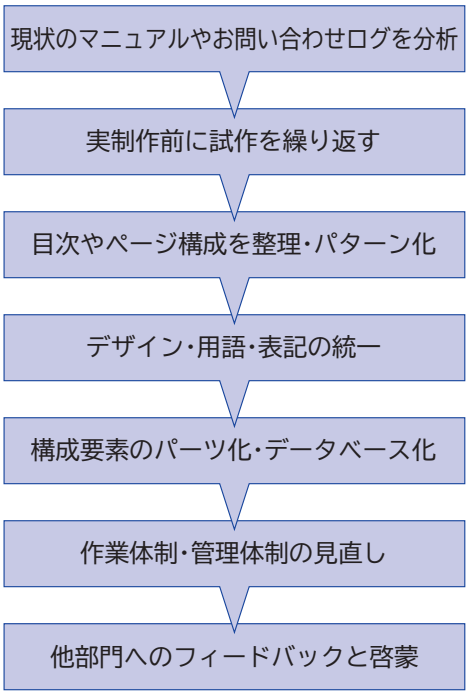

■ 優秀な翻訳者、テクニカルライターの確保

お客様のニーズに柔軟に対応し、高品質を実現するためには、プロ意識が高く良質なスタッフを確保することが非常に重要です。

当社では厳正な審査の上でスタッフを登録し、各工程専任のコーディネーターがスタッフの特長を理解しながら案件の要件とマッチングさせ、多量のマニュアルを無理・無駄なく長期的に発注できるようきめ細かに調整し、優秀なスタッフを継続的に確保する体制を構築しています。

またお客様のイベントやセミナーへの参加を通じて製品・仕様の理解を促進したり、定期的な懇親会の場で表彰するなど、外部スタッフのモチベーション維持・向上にも努め、パートナー関係の強化を重視しています。

お客様のニーズに柔軟に対応できるよう、外部スタッフ登録へのこだわり

外部スタッフは、厳正な審査を通過した登録済みのスタッフのみ

- **<トライアル審査>** 誰が採点しても同じ点になるように定めた水準で公正に審査
- **<面接審査>** 当社の理念やポリシーに賛同できるか確認
- **<登録後の再評価>** 各案件単位及び年2回の定期見直しによる継続的な評価

月間で数十名の応募に対し、合格者はわずかに1名程度です。

■ お客様の『赤字』をなくす取組み

お客様の『赤字』の内容は、「用語」、「抜け・誤訳・誤脱字」、「スタイル」の3つでほぼすべてです。

当社では、『赤字』に対して正面から向き合い、その原因を緻密に分析して『赤字』をなくすしくみの構築に全力を尽くしています。

e-manualでは、『赤字』の中で最も多い「用語」を統一する機能を搭載しています。

* 赤字とは、お客様がご確認時に指摘する訂正文字のことです。

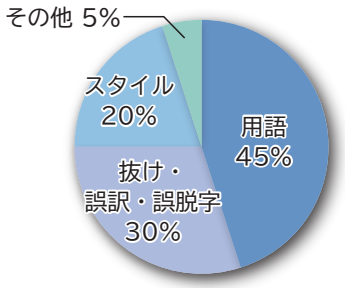

『赤字』の内訳

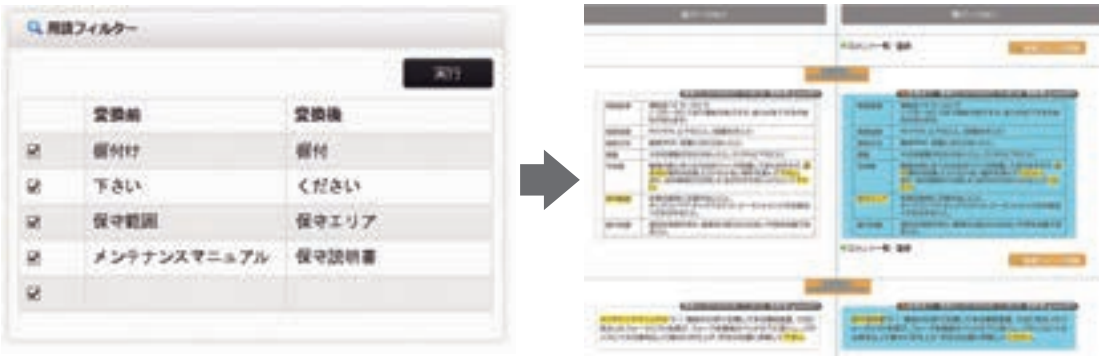

用語フィルター*で用語を統一

（注）「用語フィルター」は、用語のバラツキを自動で統一するための機能です。まず用語集をe-manualに登録。e-manual上のマニュアルに対して用語フィルターを適用すると、対象の用語が一括置換されます。置換された用語はハイライト表示で確認できます。

* 特許取得済:第5696280号「用語統一システム及び用語統一プログラム、並びに用語統一方法」

■ 今後の事業展開の方針

『我々は「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指す』という経営理念のもと、当社はお客様からの絶大なる支持を追い求めて事業を展開しております。マニュアルを通じてお客様やエンドユーザーに「解る」、「理解できる」を提供することで、当社に心底傾倒し、お客様自身の体制をも変化していただけることこそが、その「絶大なる支持」の結果と考えております。

当社では、お客様が直面する課題や問題を共有し、これらの解決策をマニュアルに反映させるとともに、すべてのユーザーに対して「高品質で」「理解しやすく」「正確な」マニュアルを制作・翻訳するために、全社一体となって「ISO9001」に準拠した厳格な品質管理体制の徹底的な運用を図っております。

また、「e-manual」サービスを推進し、さらなる品質の向上と制作作業の支援及び業務効率化を目指すことも進めてまいります。

4. 業績等の推移

（１）主要な経営指標等の推移

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第２四半期
決算年月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成28年９月
売上高 （千円）	518,398	672,393	579,511	620,267	726,473	435,146
経常利益 （千円）	18,719	31,228	66,468	100,491	131,576	100,856
当期（四半期）純利益 （千円）	18,626	31,226	111,438	109,278	114,431	66,760
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—	—
資本金 （千円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 普通株式 （株） Ａ種優先株式	 2,028 1,114	 2,028 1,114	 2,028 1,114	 2,028 1,114	 3,520 —	 1,056,000 —
純資産額 （千円）	46,328	58,059	148,053	214,443	126,633	193,394
総資産額 （千円）	254,310	296,616	349,687	438,209	491,291	663,839
１株当たり純資産額 （円）	△179,027.06	△174,203.44	△129,827.89	△326.84	139.94	—
１株当たり配当額 Ａ種優先株式 （円） （１株当たり中間配当額）	— 17,500 (—)	— 19,250 (—)	— 38,500 (—)	— 21,000 (—)	— — (—)	— — (—)
１株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△） （円）	△428.41	4,823.62	44,375.56	141.17	161.97	73.98
潜在株式調整後 １株当たり当期（四半期）純利益金額 （円）	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 （%）	18.2	19.6	42.3	48.9	25.7	29.1
自己資本利益率 （%）	39.8	59.8	108.1	60.3	67.2	
株価収益率 （倍）	—	—	—	—	—	—
配当性向 （%）	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	75,874	78,767	189,101
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	△100	△2,900	—
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	△42,454	△79,099	71,500
現金及び現金同等物の期末（四半期）残高（千円）	—	—	—	232,303	229,072	489,674
従業員数 （名） 〔外、平均臨時雇用者数〕	36 〔0〕	39 〔1〕	36 〔1〕	37 〔2〕	36 〔5〕	43 〔7〕

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
４．第15期までは、１株当たり純資産額の計算にあたっては、各事業年度末の純資産の部の合計額からＡ種優先株式の払込金額及び各事業年度のＡ種優先配当額を控除して算定しております。
５．Ａ種優先株式に係る配当は優先配当であり、その１株当たり優先額については、定款の定めにより、Ａ種優先株式の発行価額（１株につき350,000円）に各事業年度のＡ種優先株式配当年率を乗じた金額となっております。なお、第14期のＡ種優先株式の配当額については過年度の累積配当（１株当たり19,250円）が含まれております。
６．第12期、第13期、第14期及び第15期の１株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度のＡ種優先配当額を控除して算定しております。
７．潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益については、第12期、第13期、第14期及び第15期は、潜在株式が存在しないため、記載しておらず、第16期及び第17期第２四半期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、記載しておりません。
８．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
９．配当性向については、当社は普通株式に係る配当を実施していないため、記載をしておりません。
10．当社は第14期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）外数で記載しております。
12．第12期、第13期、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第12期、第13期及び第14期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。また、第17期第２四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
13．当社は、優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成27年12月１日付けでＡ種優先株式602株を自己株式として取得し、対価として普通株式980株を交付しております。当該Ａ種優先株式602株については平成28年２月８日付けをもって消却しております。また、平成28年２月12日開催の臨時株主総会においてＡ種優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止するとともに、平成27年11月26日に自己株式として取得していたＡ種優先株式512株については普通株式512株に内容を変更しております。
14．当社は、平成28年９月12日付で株式１株につき300株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
15．当社は、平成28年９月12日付で株式１株につき300株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第２四半期
決算年月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成28年９月
１株当たり純資産額 （円）	△596.76	△580.68	△432.76	△326.84	139.94	—
１株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△） （円）	△1.43	16.08	147.92	141.17	161.97	73.98
潜在株式調整後 １株当たり当期（四半期）純利益金額 （円）	—	—	—	—	—	—
１株当たり配当額 Ａ種優先株式 （円） （１株当たり中間配当額）	— 58.33 —	— 64.16 —	— 128.33 —	— 70.00 —	— — —	— — —

（２）業績及び財政状況の推移

売上高

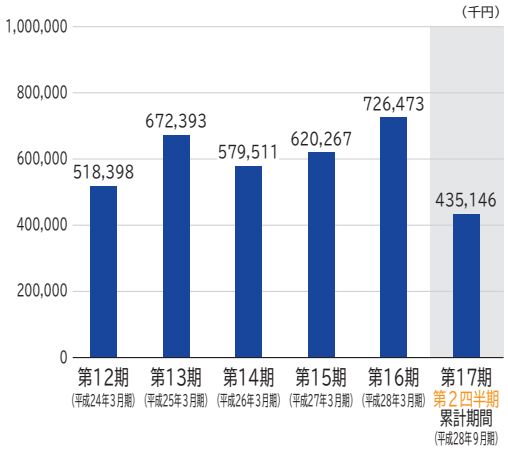

純資産額／総資産額

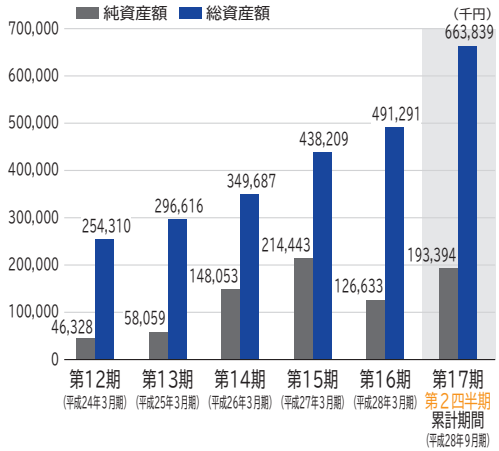

経常利益

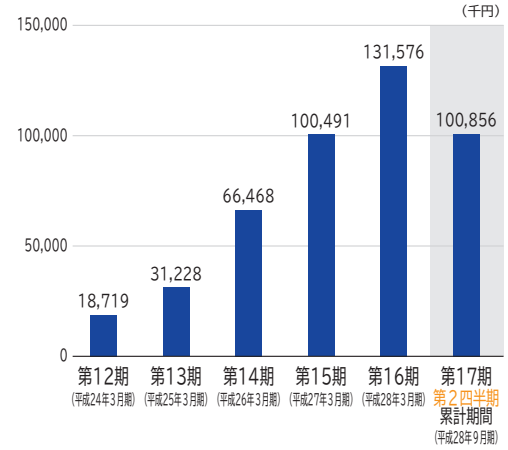

１株当たり純資産額

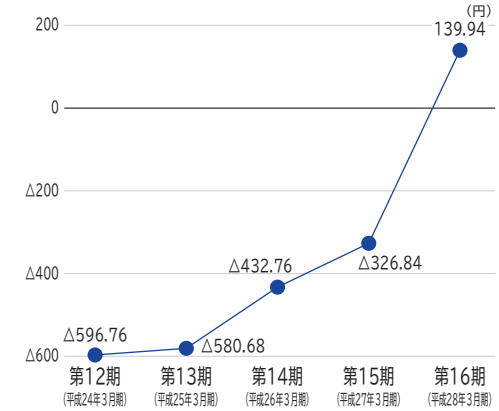

当期（四半期）純利益

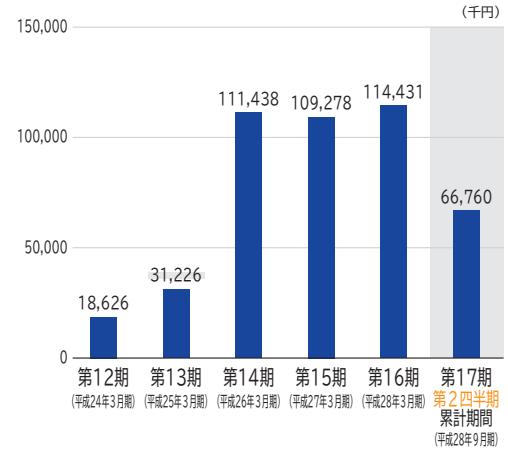

１株当たり当期（四半期）純利益金額

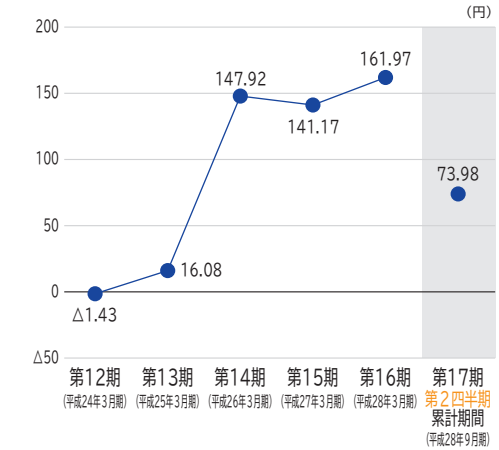

（注）当社は、平成28年９月12日付で、普通株式１株を300株に株式分割しております。上記「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期（四半期）純利益金額」の各グラフでは、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目　　次

頁
【表紙】 …… 1
第一部 【証券情報】 …… 2
第１ 【募集要項】 …… 2
１ 【新規発行株式】 …… 2
２ 【募集の方法】 …… 3
３ 【募集の条件】 …… 4
４ 【株式の引受け】 …… 5
５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 6
第２ 【売出要項】 …… 7
１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 …… 7
２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 …… 8
３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 9
４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 11
第二部 【企業情報】 …… 13
第１ 【企業の概況】 …… 13
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 13
２ 【沿革】 …… 15
３ 【事業の内容】 …… 16
４ 【関係会社の状況】 …… 20
５ 【従業員の状況】 …… 20
第２ 【事業の状況】 …… 21
１ 【業績等の概要】 …… 21
２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 23
３ 【対処すべき課題】 …… 24
４ 【事業等のリスク】 …… 25
５ 【経営上の重要な契約等】 …… 27
６ 【研究開発活動】 …… 27
７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 28
第３ 【設備の状況】 …… 31
１ 【設備投資等の概要】 …… 31
２ 【主要な設備の状況】 …… 31
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 31

頁

第４　【提出会社の状況】……32
１　【株式等の状況】……32
２　【自己株式の取得等の状況】……40
３　【配当政策】……41
４　【株価の推移】……41
５　【役員の状況】……42
６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……44
第５　【経理の状況】……51
１　【財務諸表等】……52
第６　【提出会社の株式事務の概要】……90
第７　【提出会社の参考情報】……91
１　【提出会社の親会社等の情報】……91
２　【その他の参考情報】……91
第四部　【株式公開情報】……92
第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】……92
第２　【第三者割当等の概況】……94
１　【第三者割当等による株式等の発行の内容】……94
２　【取得者の概況】……96
３　【取得者の株式等の移動状況】……97
第３　【株主の状況】……98

監査報告書 ……巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月16日
【会社名】	グレイステクノロジー株式会社
【英訳名】	GRACE TECHNOLOGY, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　松村　幸治
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目８番21号
【電話番号】	03-5777-3838(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　飯田　智也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目８番21号
【電話番号】	03-5777-3838(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　飯田　智也
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　392,985,600円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し　270,900,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　109,865,000円 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	153,600(注)２	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) １．平成28年11月16日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数は、平成28年11月16日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成28年12月１日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．本募集並びに後記「第２ 売出要項 １ 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２ 売出要項 ３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。
５．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

2　【募集の方法】

平成28年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成28年12月１日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	153,600	392,985,600	―
計(総発行株式)	153,600	392,985,600	―

(注) １．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,010円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は462,336,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	― (注)3	100	自　平成28年12月14日(水) 至　平成28年12月19日(月)	未定 (注)4	平成28年12月20日(火)

(注) 1．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成28年12月１日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年12月１日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5．株式受渡期日は、平成28年12月21日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7．申込みに先立ち、平成28年12月５日から平成28年12月９日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　築地支店	東京都中央区築地二丁目11番21号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4　【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成28年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番６号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	―	153,600	―

（注）１．平成28年12月１日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成28年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

５ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
425,349,120	10,000,000	415,349,120

(注) １．新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
２．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,010円)を基礎として算出した見込額であります。
３．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
４．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額415,349千円に加え、本募集と同日付けをもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限101,075千円と合わせた手取概算額合計上限516,424千円については、MMS事業を中心とした事業拡大のための運転資金（人材の採用費及び人件費、広告宣伝費）に150,000千円を充当する予定であります。運転資金の具体的な内容及び充当予定時期は以下のとおりであります。

① 提案営業やテクニカルライティング等に優れた人材の採用費及び人件費として、130,000千円（平成30年３月期：70,000千円、平成31年３月期：60,000千円）

② 「MMS事業」ユーザー獲得のための広告宣伝費として、20,000千円（平成30年３月期：10,000千円、平成31年３月期：10,000千円）

また、上記使途以外の残額は、「e-manual」のバージョンアップ等のシステム投資及び人件費や広告宣伝費等、当社の成長に寄与する投資、支出に充当する方針でありますが、現時点で具体化している事項はありません。

なお、上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	90,000	270,900,000	神奈川県横浜市青葉区 村田 斉 60,000株 東京都中央区 松村 幸治 30,000株
計(総売出株式)	―	90,000	270,900,000	―

(注) １．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
２．「第１ 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,010円)で算出した見込額であります。
４．売出数等については今後変更される可能性があります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)５．に記載した振替機関と同一であります。
６．本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
７．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自　平成28年12月14日(水) 至　平成28年12月19日(月)	100	未定 (注)2	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注)3

(注) 1．売出価格の決定方法は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)1．と同様であります。

2．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年12月12日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5．株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7．上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)7．に記載した販売方針と同様であります。

３　【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	36,500	109,865,000	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社 36,500株
計(総売出株式)	―	36,500	109,865,000	―

(注) １．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月16日開催の取締役会において東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式36,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東海東京証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,010円)で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)５．に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定(注)1	自　平成28年12月14日(水) 至　平成28年12月19日(月)	100	未定(注)1	東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所	―	―

(注) 1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成28年12月12日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

3．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4．東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における募集株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社(以下「主幹事会社」という。)として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松村幸治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　36,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)１
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)２
(4)	払込期日	平成29年１月23日(月)

(注)１．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成28年12月１日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における自己株式の処分の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

２．割当価格は、平成28年12月12日に決定される予定の「第１　募集要項」における自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年１月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返却に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるＳＢＩインキュベーション株式会社、ＳＢＩベンチャー企業成長支援３号投資事業有限責任組合、ＳＢＩベンチャー企業成長支援４号投資事業有限責任組合、ＳＢＩアドバンスト・テクノロジー１号投資事業有限責任組合、ＳＢＩベンチャー企業成長支援２号投資事業有限責任組合及びＳＢＩベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年３月20日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

売出人かつ貸株人である松村幸治、売出人である村田斉並びに当社株主であるＮＭＣ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年６月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年６

月18日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年11月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
売上高	（千円）	518,398	672,393	579,511	620,267	726,473
経常利益	（千円）	18,719	31,228	66,468	100,491	131,576
当期純利益	（千円）	18,626	31,226	111,438	109,278	114,431
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 普通株式 Ａ種優先株式	（株）	2,028 1,114	2,028 1,114	2,028 1,114	2,028 1,114	3,520 ―
純資産額	（千円）	46,328	58,059	148,053	214,443	126,633
総資産額	（千円）	254,310	296,616	349,687	438,209	491,291
１株当たり純資産額	（円）	△179,027.06	△174,203.44	△129,827.89	△326.84	139.94
１株当たり配当額 Ａ種優先株式 （１株当たり中間配当額）	（円）	― 17,500 (―)	― 19,250 (―)	― 38,500 (―)	― 21,000 (―)	― ― (―)
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	（円）	△428.41	4,823.62	44,375.56	141.17	161.97
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（％）	18.2	19.6	42.3	48.9	25.7
自己資本利益率	（％）	39.8	59.8	108.1	60.3	67.2
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（％）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	75,874	78,767
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△100	△2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△42,454	△79,099
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	―	232,303	229,072
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	36 〔0〕	39 〔1〕	36 〔1〕	37 〔2〕	36 〔5〕

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
４．第15期までは、１株当たり純資産額の計算にあたっては、各事業年度末の純資産の部の合計額からＡ種優先株式の払込金額及び各事業年度のＡ種優先配当額を控除して算定しております。
５．Ａ種優先株式に係る配当は優先配当であり、その１株当たり優先額については、定款の定めにより、Ａ種優先株式の発行価額（１株につき350,000円）に各事業年度のＡ種優先株式配当年率を乗じた金額となっております。なお、第14期のＡ種優先株式の配当額については過年度の累積配当（１株当たり19,250円）が含まれております。
６．第12期、第13期、第14期及び第15期の１株当たり当期純利益は、当期純利益から各事業年度のＡ種優先配当額を控除して算定しております。
７．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第12期、第13期、第14期及び第15期は、潜在株式が存在しないため、記載しておらず、第16期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、記載しておりません。
８．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
９．配当性向については、当社は普通株式に係る配当を実施していないため、記載をしておりません。
10．当社は第14期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）外数で記載しております。
12．第12期、第13期、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第12期、第13期及び第14期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。
13．当社は、優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成27年12月１日付けでＡ種優先株式602株を自己株式として取得し、対価として普通株式980株を交付しております。当該Ａ種優先株式602株については平成28年２月８日付けをもって消却しております。また、平成28年２月12日開催の臨時株主総会においてＡ種優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止するとともに、平成27年11月26日に自己株式として取得していたＡ種優先株式512株については普通株式512株に内容を変更しております。
14．当社は、平成28年９月12日付で株式１株につき300株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
15．当社は、平成28年９月12日付で株式１株につき300株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
１株当たり純資産額　（円）	△596.76	△580.68	△432.76	△326.84	139.94
１株当たり当期純利益 又は当期純損失金額（△）　（円）	△1.43	16.08	147.92	141.17	161.97
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額　（円）	―	―	―	―	―
１株当たり配当額 Ａ種優先株式 （１株当たり中間配当額）　（円）	― 58.33 (―)	― 64.16 (―)	― 128.33 (―)	― 70.00 (―)	― ― (―)

２　【沿革】

当社の前身は現代表取締役松村幸治が昭和61年３月に設立した株式会社日本マニュアルセンターであり、その営業の全部は平成20年３月に当社が譲受(現MOS事業)して現在に至っております。

年月	事項
平成12年８月	東京都中央区に当社を設立し、マニュアルの電子化を推進し、企業のマニュアルに掛かるコスト逓減を実現するMMS(マニュアルマネージメントシステム)事業を開始
平成13年４月	マニュアル配信のポータルサイト機能を搭載したマニュアル基幹システム「e-manual」をリリース
平成14年４月	「e-manual」にマニュアルのオンデマンド印刷機能を搭載
平成17年４月	マニュアル基幹システム「e-manual」第１号をコベルコ建機エンジニアリング株式会社に納入
平成19年５月	「e-manual／Ver.2.0」をリリース（マニュアルのレイアウト作業を自動化できるXML自動組版システムを搭載）
平成19年５月	品質マネジメントシステムISO9001を取得
平成20年３月	株式会社日本マニュアルセンターの営業の全部を譲受ける(現MOS事業)
平成24年７月	東京都港区に本社を移転
平成27年２月	「e-manual／Ver.2.0」にマニュアルの用語を統一する「用語フィルター」機能を追加
平成28年６月	「e-manual／Ver.3.0」をリリース

３　【事業の内容】

当社は、国内・国外のメーカーを中心に、以下のような各種産業機械やソフトウエアに付随する操作系及び運用系の技術マニュアル、さらに社内業務マニュアルなどあらゆるマニュアルの企画・構成、編集、制作及び翻訳(多言語化)を専門とするマニュアルオーダーメードサービス(「MOS事業」)を提供するとともに、それらマニュアルのデジタル化を推進し、企業のマニュアルに係るコスト低減を実現するマニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を行うマニュアルマネージメントシステム(「MMS事業」)を展開しております。

(当社が扱うマニュアルの主な対象)

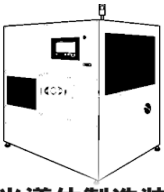

半導体製造装置

建設機械

工作機械

鉄道車両

ソフトウェア

(当社が扱う主なマニュアル)

操作系	運用系	業務系
・　取扱説明書 ・　設置マニュアル ・　リファレンスマニュアル ・　パーツカタログ ・　ヘルプ/GUI ・　チュートリアル	・　導入マニュアル ・　メンテナンスマニュアル ・　整備マニュアル ・　制御マニュアル ・　運用マニュアル ・　トレーニングマニュアル ・　サポート・修理マニュアル	・　業務マニュアル ・　管理マニュアル ・　セールスマニュアル ・　接客応対マニュアル ・　システム運用マニュアル ・　社員研修マニュアル ・　人事系マニュアル

当社の事業内容は次のとおりです。なお、以下の事業区分は「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表注記事項」のセグメントと同一の区分です。

①　MMS(マニュアルマネージメントシステム)事業

MMS事業では、マニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を行なっており、その機能は、(ⅰ)マニュアルの企画・構成、編集、制作をWeb上で行う作成プラットフォーム、(ⅱ)デジタル化されたマニュアルのユーザーへの配信及び必要に応じて印刷・製本するオンデマンド印刷、(ⅲ)ユーザーの検索、利用及び問い合わせに対応するポータルサイトの主に３つで構成されております。

マニュアル基幹システム「e-manual」を導入する利点としては、(ⅰ)Microsoft Word、Adobe InDesignまたはAdobe FrameMaker等の特定のアプリケーションに依存することなくWeb上でテキストを入力するだけで自動的に汎用性が高いXML形式のデータにすることができ、かつDTPの専門知識がなくても簡単にレイアウト調整もできること、(ⅱ)製品毎のマニュアル作成にあたって既存マニュアルの活用・転用が容易になるため、作成効率が向上すること、(ⅲ)マニュアル制作の進捗や作成履歴の管理機能及び承認機能を搭載していることなどが挙げられます。当社ではマニュアル制作のあり方を含め、顧客毎に最適なマニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を提案しております。

(MMS事業における「e-manual」の機能イメージ図)

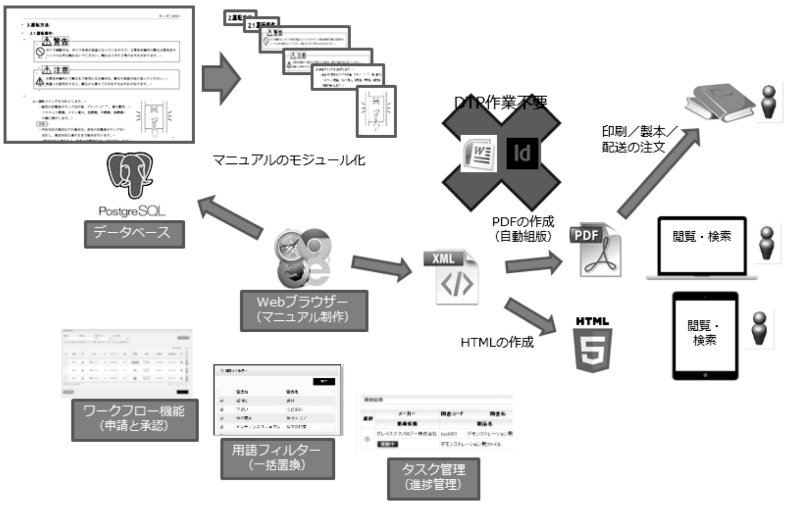

なお、マニュアル基幹システム「e-manual」の契約形態はＡＳＰ方式によるクラウド型(グレイスクラウド)が基本であり、機能追加やバージョンアップに迅速に対応しております。特別仕様などを要望する顧客についてはライセンス付与方式によるオンプレミス型も扱っております。

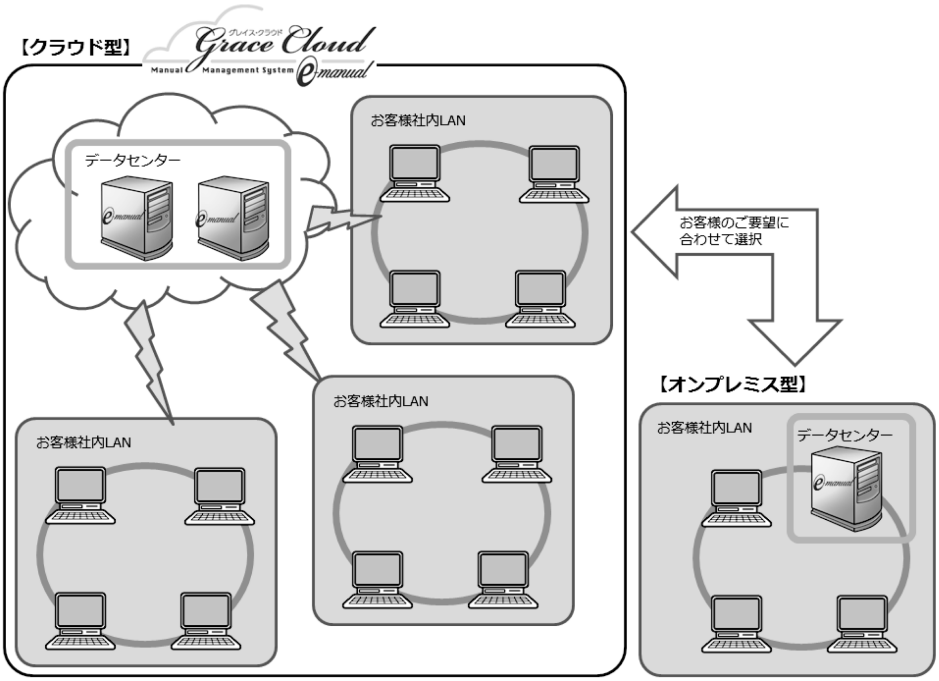

② MOS(マニュアルオーダーメードサービス)事業

MOS事業では、専門性の高い各種マニュアルのテクニカルライティング(ユーザーの目線で正確かつ分かり易い文書を作成すること)及び技術翻訳を提供しております。

当社は、マニュアルがメーカーとユーザーをつなぐ重要なコミュニケーションツールであると捉え、ユーザーの利用目的に応じた注意事項や潜在的な疑問点等に的確に応えたマニュアル作りを提案しております。具体的には、メーカーのコールセンターやヘルプデスク等に寄せられたお問い合わせ内容の分析や製品の利用状況のリサーチ、製品の設計資料を読み込み、技術者へのヒアリング、操作確認やモニタリング等をなど、ゼロベースからテクニカルライティングを行っております。

こうしたユーザー目線のテクニカルライティグによってユーザーは当該製品の性能・機能・特性などを的確に理解でき、ひいては当該製品もしくはメーカーに対するロイヤリティーの向上にも繋がると考えられます。

一般的なマニュアル制作フロー

当社が提供するマニュアル制作/管理フロー

【事業系統図】

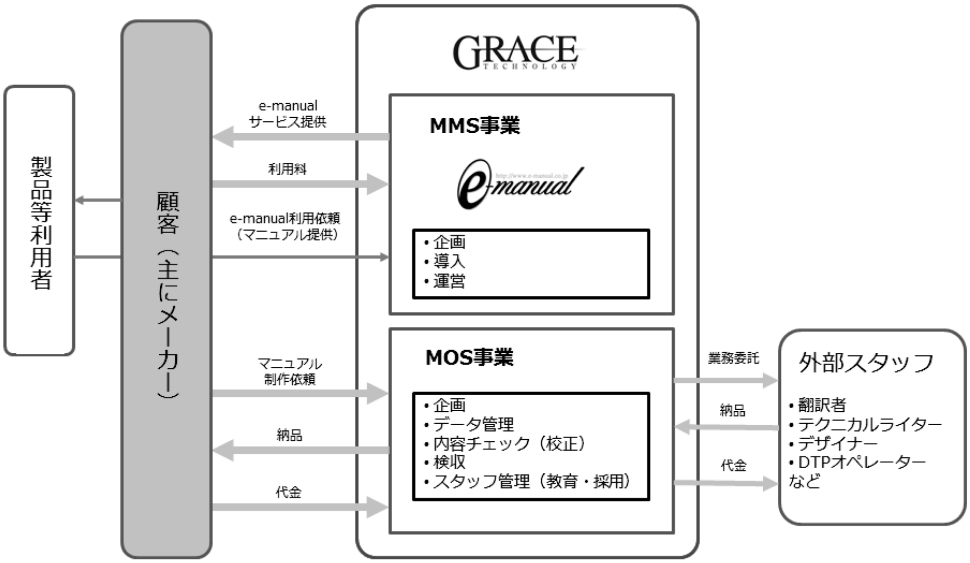
製品等利用者
顧客（主にメーカー）
e-manual
サービス提供
利用料
e-manual利用依頼
（マニュアル提供）
マニュアル
制作依頼
納品
代金
GRACE
TECHNOLOGY
MMS事業
e-manual
・企画
・導入
・運営
MOS事業
・企画
・データ管理
・内容チェック（校正）
・検収
・スタッフ管理（教育・採用）
業務委託
納品
代金
外部スタッフ
・翻訳者
・テクニカルライター
・デザイナー
・DTPオペレーター
など

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43(3)	34.3	3.9	4,128

セグメントの名称	従業員数(名)
MMS事業	5(0)
MOS事業	22(4)
全社(共通)	16(0)
合計	43(3)

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び営業部門に所属しているものであります。
4．従業員数が最近1年間で8名増加しましたのは、業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満に推移しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

第16期事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、経済財政政策の効果による緩やかな回復基調という局面から、内需の停滞感、中国経済の変調によるアジア新興国や資源国の経済減速、欧米の景気・金利動向などの影響を注視しなければならない状況となってきております。

こうしたなかで当社の重点顧客である国内大手メーカーの設備投資は底堅く推移しておりますが、先行き不透明な状況となっております。当社の強みであるユーザー目線の分かり易いマニュアル制作への評価が高まり、重機や産業機械等の国内大手メーカーなど重点顧客を積極的な提案営業によって深耕するとともに、新規顧客の開拓にも取り組んでまいりました。特にMMS事業ではマニュアル基幹システム「e-manual」の導入を推進し、ストック型の収益基盤を構築してまいりました。

また、組織体制面では、顧客増加に伴い、制作部門を中心として従業員を増員したほか、制作クオリティを維持するため、外部のテクニカルライターや登録翻訳者を対象としたセミナーを定期的に開催しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は726,473千円(前事業年度比17.1%増)と大幅に増加しました。一方、利益面では人件費や外注費の増加に加え、「e-manual」導入に伴う一過性のカスタマイズ費用があったものの、経常利益131,576千円(同30.9%増)、当期純利益114,431千円(同4.7%増)を確保いたしました。

当事業年度の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

① MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、重点顧客へ積極的な提案営業を実施し、大口顧客に「e-manual」を導入することができた結果、売上高227,804千円（前事業年度比161.0%増）、セグメント利益89,808千円（同444.3%増）となりました。

② MOS事業

MOS事業においては、新規顧客獲得による売上増加要因もありましたが、競合他社との価格競争が激しく、売上高498,668千円(前事業年度比6.4%減)、セグメント利益209,114千円(同11.5%増)となりました。

第17期第２四半期累計期間(自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日)

当第２四半期累計期間におけるわが国経済は、消費の低迷等内需の停滞感、株価低迷や円高等、金融資本市場の動向、及び海外経済減速の長期化を懸念する声は多く、先行きへの慎重な見方が続いております。引き続き、国内大手メーカーでも業務効率化・コスト削減を推進しており、その中で、当社が提供しているマニュアルを制作の高効率化を実現するサービスは、企業のニーズとマッチしており需要が高まっております。

このような経営環境の中、当第２四半期累計期間においても、前事業年度に引続き、国内大手メーカーを中心とした重点顧客に対する営業活動を継続し、新規顧客の獲得と掘り起しに積極的に取り組んでまいりました。特に、当社のクラウド型マニュアルマネージメントシステム(MMS)であるe-manualの導入促進に積極的に取り組みました。

また、６月にe-manualの新機能をリリースして、さらなるサービスレベルの向上を図っております。

以上の結果、当第２四半期累計期間における業績は、売上高435,146千円、経常利益100,856千円、四半期純利益66,760千円となりました。

当第２四半期累計期間の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

① MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、重点顧客へ積極的な営業活動を実施し、e-manual導入企業でのe-manual利用案件が増加した結果、売上高194,114千円、セグメント利益103,659千円となりました。

② MOS事業

MOS事業においては、重点顧客への積極的な是正提案等、競合他社との差別化を進めた結果、売上高241,031千円、セグメント利益96,793千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比較して3,231千円減少し、229,072千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、78,767千円(前事業年度は75,874千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益131,576千円の計上、仕入債務の増加29,016千円等の資金増加要因が、売上債権の増加55,315千円、未収入金の増加18,783千円等の資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、2,900千円(前事業年度は100千円の支出)となりました。これは固定資産の取得による支出2,900千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により支出した資金は、79,099千円(前事業年度は42,454千円の支出)となりました。これは主に自己株式取得による支出179,200千円、長期借入金の返済による支出74,452千円、Ａ種優先株式にかかる優先配当の支払23,394千円があった一方で、長期借入金による収入100,000千円、社債発行による収入98,740千円があったことによるものであります。

第17期第２四半期累計期間(自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日)

当第２四半期累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比較して260,601千円増加し、489,674千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、191,198千円となりました。これは主に、税引前当期純利益100,856千円の計上、売上債権の減少69,993千円等の資金増加要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において投資活動によって、使用・回収した資金はございません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において財務活動により回収した資金は、69,403千円となりました。これは長期借入れによる収入150,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出68,500千円等があったことによるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第16期事業年度及び第17期第２四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度		第17期 第２四半期累計期間
	生産高(千円)	前年同期比(%)	生産高(千円)
MMS事業	80,071	167.8	42,620
MOS事業	160,624	95.7	85,775
合計	240,973	111.8	128,396

(注) １．金額は、製造原価によっております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の取引は、受注から売上計上までの期間が比較的短く、また、企画・構成、編集、制作及び翻訳の途上で仕様変更・内容変更が発生する場合もあるため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

第16期事業年度及び第17期第２四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度		第17期 第２四半期累計期間
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
MMS事業	227,804	261.0	194,114
MOS事業	498,668	93.6	241,031
合計	726,473	117.1	435,145

(注) １．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

	第15期事業年度		第16期事業年度		第17期 第２四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ファナック株式会社	―	―	197,161	27.1	175.541	40.3

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
３．第15期事業年度のファナック株式会社については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は『我々は「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指す』という経営理念を掲げ、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

(1) 重点顧客に対するコンサルティング営業の深耕

当社は、マニュアル基幹システム「e-manual」の導入推進を中心とした持続的な成長及び収益基盤の強化を目指しております。そのため、「e-manual」のマーケティング戦略の強化、すなわち重点顧客に対するコンサルティング営業の強化に加え、展示会等への出展や販売チャネルの拡充等による新規顧客開拓を進めてまいります。

(2) 「e-manual」の機能向上及び新サービスの展開

「e-manual」については、用語フィルター機能など継続的に既存の顧客ニーズに対応した新しい機能を追加するとともに、将来的にはWebマーケティング、Web広告、ECサイトとマニュアルを連動させた新たなサービス展開を目論んでおり、国内・国外の大手メーカーに対してマニュアルを軸としたクラウドサービスの確立を図ってまいります。

(3) 品質管理体制の強化

当社では、技術マニュアルの制作及び技術翻訳について、今までの経験・ノウハウを蓄積した当社独自の用語集・スタイルガイドや品質マネジメントシステム「ISO9001」に準拠した厳格な品質管理体制を整備・運用しております。今後は品質保証体制の観点から品質管理ミーティングの実施や全従業員への品質管理強化の意義づけを行い、顧客満足度の向上とともに大手企業を中心とした重点顧客の定着化に取り組んでまいります。

(4) 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的に付加価値の高いサービスを提供するためには、当社の経営理念を十分に理解し、主体的に課題解決を行うことのできる人材の採用及び育成が重要な課題であると認識しております。

具体的には、コンサルティング営業やＩＴスキルに熟練した人材のほか、経理・財務など内部管理を主導する優秀な人材であります。また、マニュアルのテクニカルライティング及び技術翻訳を担う専門性の高い社外スタッフを必要に応じて確保するため、随時募集活動を行っているほか、選抜試験の実施・育成や表彰制度の実施等に取り組んでおります。

(5) 内部管理体制の強化

当社は、事業規模の拡大並びに企業価値の向上のためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。そのため、社内諸規則や業務マニュアルの整備・運用、社員教育の充実、内部監査の実施等を通じて実効性を確保してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) マニュアル基幹システム「e-manual」の陳腐化

当社は、平成13年４月に開発したマニュアル基幹システム「e-manual」(特許申請中)の導入推進による成長を目指しております。「e-manual」は、マニュアルの企画・構成、編集、制作をWeb上で行う作成プラットフォーム機能、ユーザーへの配信及びオンデマンド印刷機能、ユーザーの検索、利用及び問い合わせに対応するポータルサイト機能を有しておりますが、今後も「用語フィルター」(特許取得)など新機能の搭載やユーザビリティ向上に努めてまいります。「e-manual」の導入顧客は平成28年９月末現在15社でありますが、必ずしも当社の顧客が「e-manual」の利用を継続する保証はなく、また、「e-manual」の機能が陳腐化して契約が解除される可能性もあります。

(2) 特定取引先への依存

当社売上高に占める上位顧客10社の割合は、平成27年３期35.3%、平成28年３期55.4%、平成29年３期第２四半期累計期間74.4%と高い水準となっております。上位顧客の多くは「e-manual」を導入していることから、今後とも継続的な取引が見込まれますが、何らかの事情により上位顧客との取引が打ち切られた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) MOS事業における外注依存

MOS事業においては、基本的にマニュアルのテクニカルライティング及び技術翻訳を社外の専門スタッフに業務委託しております。当社では一定の専門スタッフを登録し、懇親会やセミナー開催による登録者のフォロー・育成、案件ごとのチームによる品質管理体制を構築しております。これまで社外の専門スタッフの不足により業績への重大な影響を受けたことはありませんが、案件の増加等によって量的質的に必要な専門スタッフが不足した場合には、納期や品質に問題を生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 情報漏洩

当社では、顧客の発売前の新製品や開発計画あるいは営業上の機密情報等に接する場合が多く、守秘義務を負っているため、顧客及び社外の専門スタッフとの取引時には機密情報の守秘義務契約を締結し、またデータの授受にはセキュアなクラウド上のファイルサーバー等を利用するなどセキュリティ対策を講じております。これまで機密情報の漏洩が発生したことにより、顧客から何らかの損害賠償の請求を受けたことはありませんが、それら機密情報等が漏洩し、顧客に重大な損害が発生した場合には、損害賠償請求や信用失墜等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) システムトラブル

当社はMMS事業においてクラウド型のマニュアル基幹システム「e-manual」を中心に、インターネットを利用した事業展開を行っております。安定的なサービス提供のため、運用体制の整備を行っておりますが、システムの不具合、人為的ミス、自然災害等によって通信ネットワークが切断あるいは制御不能に陥った場合には、復旧に多大な時間や費用を要するなど当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合

マニュアル制作や技術翻訳の受託業務は、基本的に多額の設備投資や許認可を必要とせず、新規参入が比較的容易であるため、2,000社以上の企業が存在しております(出典：「語学ビジネス徹底調査レポート2015」(矢野経済研究所))。当社では、ユーザー目線によるゼロベースからのマニュアル作成の提案や基幹システム「e-manual」の提供などによる差別化を図っておりますが、競合他社または新規参入会社との間で受注競争が激化し、価格競争や翻訳者の争奪が激しくなると、受注金額の低下、失注や売上原価の上昇等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 特定人物・経営者への依存

当社代表取締役松村幸治は、マニュアル制作、翻訳等に関する豊富な経験と知識を有し、経営方針や事業戦略の決定並びに業務執行において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、経営管理組織の強化、権限委譲による意思決定の迅速化、さらに取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有を図る等、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 小規模組織と内部管理体制

当社の経営管理組織及び業務執行体制は事業規模に応じた比較的少人数で運営されております。そのため、優秀な人材が流出し、新たな人材の採用及び育成が図れない場合には、経営管理及び業務執行に支障が生じ、新サービスの開発や営業活動など事業展開が阻害され、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) ベンチャーキャピタル等による株式保有

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は1,056,000株（うち自己株式153,600株）であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、ベンチャーキャピタル等」という。）の所有株式数は計264,000株（所有割合25.0%）となっております。

一般的にベンチャーキャピタル等の株式の所有目的は、当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであるため、当社株式の公開後にベンチャーキャピタル等は所有する当社株式の一部または全部を売却することが想定されます。その場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価形成に影響を与える可能性があります。

(10)新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役、監査役、従業員に対してインセンティブ及び経営参画意識を高める目的で新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は90,000株（うちストック・オプション63,600株）であり、発行済株式総数の8.5%に相当しております。今後ともストック・オプション制度の活用を視野に入れており、既存の新株予約権に加え、今後付与される新株予約権が行使された場合には、株式価値が希薄化する可能性があります。

(11)配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、株主の皆様に利益還元を図ることを基本方針としております。しかしながら、当社は現在、新たな成長段階にあると考えており、一層の事業拡大に必要な投資等に備えて内部留保の充実ならびに財務体質の強化を図るため、これまでのところ配当を実施しておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する所存です。現時点では配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(12)過年度における純資産額等の変動

過年度における純資産額の主な変動要因は以下のとおりであります。

① 平成26年３月期において「税効果会計に係る会計基準」の適用を開始し、繰延税金資産45,026千円を計上した結果、純資産額及び当期純利益がともに大幅に増加しております。

② 平成27年11月にＡ種優先株式の一部を自己株式として取得(取得価額179,200千円)した結果、平成28年３月期は当期純利益の計上にもかかわらず純資産額が大幅に減少し、自己資本比率も大幅に低下しております。なお、MMS事業の売上拡大（平成27年３月期87,276千円、平成28年３月期227,804千円、平成29年３月期第２四半期累計期間194,114千円）を原動力とする営業キャッシュ・フローの創出等によって運転資金の確保に支障は生じておりません。

(13)繰越欠損金

当社には税務上の繰越欠損金が存在しており、法人税等の税負担が軽減されております。当該繰越欠損金は平成29年３月期の課税所得をもって解消される見通しであるため、平成30年３月期以降は通常の法人税率に基づく法人税等が発生する見通しです。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に際して、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りについては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定を設定し、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成のための基本となる重要な事項につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等 (1) 財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第16期事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

①　資産の部

当事業年度末の資産につきましては、前事業年度末に比べて53,081千円増加し、491,291千円となりました。これは主に、売掛金の増加(前事業年度末比55,740千円の増加)によるものであります。

②　負債の部

当事業年度末の負債につきましては、前事業年度末に比べて140,892千円増加し、364,658千円となりました。これは主に、社債(１年内償還予定の社債を含む)の増加(前事業年度末比100,000千円の増加)、買掛金の増加(前事業年度末比29,016千円の増加)によるものであります。

③　純資産の部

当事業年度末の純資産につきましては、前事業年度末に比べて87,810千円減少し、126,633千円となりました。これは主に、自己株式の取得による減少(前事業年度末比△179,200千円の増加)、繰越利益剰余金の増加(前事業年度末比91,037千円の増加)によるものであります。

第17期第２四半期累計期間(自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日)

①　資産の部

当第２四半期会計期間末における資産合計は、663,839千円となりました。主な内訳としては、現金及び預金499,679千円、受取手形及び売掛金105,040千円となっております。

②　負債の部

当第２四半期会計期間末における負債合計は、470,445千円となりました。主な内訳としては、支払手形及び買掛金53,422千円、１年内返済予定の長期借入金51,762千円、社債70,000千円、長期借入金168,338千円となっております。

③　純資産の部

当第２四半期会計期間末における純資産合計は、193,394千円となりました。主な内訳としては、利益剰余金347,751千円、自己株式△179,200千円となっております。

(3) 経営成績の分析

第16期事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

①　売上高

売上高は726,473千円(前事業年度比17.1%増)となりました。主な要因として重点顧客へ積極的な営業活動を実施し、大口顧客獲得に成功した結果、MMS事業の売上高が227,804千円(前事業年度比161.0%増)と大幅に増加したため、前事業年度と比べ増加となっております。

②　売上原価、売上総利益

売上原価は240,973千円(前事業年度比11.8%増)となりました。これは主に売上高増加に伴う外注費の増加によるものの、大口顧客に「e-manual」を導入することができた結果、売上総利益は485,499千円(前事業年度比20.0%増)となりました。

③　販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は348,870千円(前事業年度比16.0%増)となりました。これは主に人件費の増加によるものです。この結果、営業利益は136,629千円(前事業年度比31.5%増)となりました。

④　営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は主として受取利息であり50千円(前事業年度比70.3%減)となり、営業外費用は主として支払利息であり、5,103千円(前事業年度比43.6%増)となり、この結果、経常利益は131,576千円(前事業年度比30.9%増)となりました。

⑤　当期純利益

税引前当期純利益は131,576千円(前事業年度比30.9%増)となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上により、当期純利益は114,431千円(前事業年度比4.7%増)となりました。

第17期第２四半期累計期間(自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日)

①　売上高

当第２四半期累計期間の売上高は435,146千円となりました。

②　売上原価、売上総利益

当第２四半期累計期間の売上原価は128,548千円となりました。その結果、売上総利益は306,597千円となりました。

③　販売費及び一般管理費、営業利益

当第２四半期累計期間の販売費及び一般管理費は203,704千円となりました。その結果、営業利益は102,893千円となりました。

④　営業外収益、営業外費用及び経常利益

当第２四半期累計期間の営業外収益は5千円、営業外費用は2,043千円となりました。その結果、経常利益は100,856千円となりました。

⑤　四半期純利益

当第２四半期累計期間の税引前四半期純利益は100,856千円となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上により、四半期純利益は66,760千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」の項目に記載のとおりです。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は『我々は「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指す』という経営理念のもとで、「世界一の“わかる”を創り出す手法を具現化する企業でありたい」とマニュアルを通じて、メーカーとユーザーをつなぎ、人と人、企業と人をつなぐコミュニケーションビジネスを展開し、形や常識とされる既成概念に捉われず、「解る」、「理解できる」の追求を目指して、お客様からの絶大なる支持を追い求め、当社に心底傾倒し、お客様自身の体制をも変化させていただけるように事業展開を行っております。

そこで、当社では、メーカーが直面されている課題や問題を共有し、これらの解決策をマニュアルに反映させるとともに、すべてのユーザーに対して「高品質で」「理解しやすく」「正確な」マニュアルを制作・翻訳するために、全社が一体となって品質マネジメントシステム「ISO9001」に準拠した厳格な品質管理体制の徹底的な運用を図っております。

今後とも、マニュアル基幹システム「e-manual」によるサービスを推進し、さらなる品質の向上と制作作業の支援及び業務効率化を目指してまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、急速な業界環境や経済動向の変化に対応するため、当社事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、明確な目標設定を基本とする戦略的事業展開を推進し、これらの変化を的確に捉え、時に先取りして、入手可能な情報に基づき最善の経営意思決定をするように努めております。

なお、今後の解決すべき主たる重点課題及び今後の方針等につきましては、「第２　事業の状況　３　対処すべき課題」の項目をご参照下さい。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第16期事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当事業年度の設備投資の総額は2,900千円であり、主としてMMS事業における「e-manual」のサーバーの取得であります。また、当事業年度において設備の除却・売却はありません。

第17期第２四半期累計期間(自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日)

当第２四半期累計期間における設備投資の総額は21,928千円であり、主としてMMS事業におけるシステム投資（「e-manual／Ver.3.0」）であります。

２ 【主要な設備の状況】

(平成28年３月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウエア	合計	
本社 (東京都港区)	全社 (共通)	本社事務所	3,656	557	2,061	2,955	9,231	36 (５)

(注) １．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
２．本社事務所は賃借物件であります。年間賃借料は22,960千円であります。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は(　)外数で記載しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年10月31日現在)

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,224,000
計	4,224,000

（注）１．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,204,000株増加し、4,224,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,056,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,056,000	―	―

（注） 平成28年８月２日開催の取締役会決議及び平成28年９月12日開催の臨時株主総会決議により、平成28年９月12日付で、普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行うとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権(平成28年３月11日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	88(注)１	88(注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88(注)１	26,400(注)１、４
新株予約権の行使時の払込金額(円)	215,000(注)２	717(注)２、４
新株予約権の行使期間	自　平成28年３月14日 至　平成33年３月13日	自　平成28年３月14日 至　平成33年３月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　215,000 資本組入額　107,500	発行価格　717 資本組入額　359　(注)４
新株予約権の行使の条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ②新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。 (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。 (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。 (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ②新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。 (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき

	(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。) ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 （２）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第１回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。) ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 （２）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第１回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)３	(注)３

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数}\times\text{調整前行使価額}+\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

３．当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)１に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

4．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株を300株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第２回新株予約権（平成28年３月11日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年10月31日）
新株予約権の数（個）	212（注）１	208（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	4（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	212（注）１	63,600（注）１、４
新株予約権の行使時の払込金額（円）	215,000（注）２	717（注）２、４
新株予約権の行使期間	自　平成30年３月15日 至　平成38年２月14日	自　平成30年３月15日 至　平成38年２月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　215,000 資本組入額　107,500	発行価格　　717 資本組入額　359　（注）４
新株予約権の行使の条件	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 （２）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第２回新株予約権割当契約」に定めるところによる。	（１）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 （２）その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第２回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	（注）３

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)１に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

４．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株を300株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年12月１日 (注)１	普通株式　980	普通株式　3,008 Ａ種優先株式　1,114	―	10,000	―	1,949
平成28年２月８日 (注)２	Ａ種優先株式　△602	普通株式　3,008 Ａ種優先株式　512	―	10,000	―	1,949
平成28年２月12日 (注)３	Ａ種優先株式　△512 普通株式　512	普通株式　3,520	―	10,000	―	1,949
平成28年９月12日 (注)４	普通株式　1,052,480	普通株式　1,056,000	―	10,000	―	1,949

(注) １．Ａ種優先株式602株の取得請求権の行使による普通株式の発行であります。
２．取得請求により自己株式となったA種優先株式の消却であります。
３．Ａ種優先株式の廃止による普通株式への変更であります。
４．株式分割（1：300）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	7	―	―	3	10	―
所有株式数(単元)	―	―	―	474	―	―	582	1,056	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	44.9	―	―	55.1	100	―

(注) 自己株式153,600株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 153,600	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 902,400	9,024	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,056,000	―	―
総株主の議決権	―	9,024	―

(注) 平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っております。また、平成28年９月12日開催の臨時株主総会決議により、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、「完全議決権株式(その他)」の株式数は普通株式902,400株、議決権の数は9,024個、「発行済株式総数」の株式数は1,056,000株、「総株主の議決権」の数は9,024個となっております。

② 【自己株式等】

平成28年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
グレイステクノロジー株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目８番21号	153,600	―	153,600	14.5
計	―	153,600	―	153,600	14.5

(注) 平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在において、自己株式等の株式数は153,600株となっております。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

第２回新株予約権(平成28年３月11日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年３月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　5 当社監査役　3 当社従業員　35
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役５名、監査役３名、従業員33名となっております。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第３号及び同条第４号によるＡ種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成27年11月24日)での決議状況 (取得期間 平成27年11月24日～平成28年３月31日)	540	189,000
最近事業年度前における取得自己株式	―	―
最近事業年度における取得自己株式 (平成27年11月26日)	512	179,200
残存授権株式の総数及び価額の総額	28	9,800
最近事業年度の末日現在の 未行使割合(%)	5.2	5.2
最近期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	―	―

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	A種優先株式 602	(注)
最近期間における取得自己株式	—	—

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式(A種優先株式)であり、対価として当社の普通株式980株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	602	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	512	—	153,600	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、株主の皆様に利益還元を図ることを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、新たな成長段階にあると考えており、一層の事業拡大に必要な投資等に備えて内部留保の充実ならびに財務体質の強化を図るため、これまでのところ配当を実施しておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する所存です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として活用していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性　８名　女性　１名(役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	松　村　幸　治	昭和30年３月８日	昭和54年４月 昭和61年３月 昭和61年６月 平成13年１月	株式会社リングイスツ入社 株式会社日本マニュアルセンター設立 同社代表取締役就任 社団法人日本翻訳連盟　常務理事就任 ネットワーク委員会及び翻訳品質委員会　委員長就任 当社　代表取締役就任(現任)	(注)３	360,900
取締役	管理部長	飯　田　智　也	昭和48年４月30日	平成９年４月 平成19年３月 平成19年10月 平成21年６月 平成27年６月 平成27年９月 平成28年２月	株式会社日本マニュアルセンター入社 当社入社制作部統括ゼネラルマネージャー就任 当社取締役兼制作部長就任 当社取締役兼制作部長兼経営企画室長就任 当社取締役兼営業統括本部長兼経営企画室長就任 当社取締役兼営業統括本部長就任 当社取締役兼管理部長就任(現任)	(注)３	—
取締役	制作部長	田　邉　明　子	昭和50年９月20日	平成10年４月 平成19年３月 平成19年10月 平成27年６月	株式会社日本マニュアルセンター入社 当社入社 当社取締役兼制作部翻訳グループ部長就任 当社取締役兼制作部長就任(現任)	(注)３	—
取締役	新規営業担当部長	木ノ下　俊　弘	昭和38年７月20日	昭和63年４月 平成９年６月 平成12年12月 平成13年８月 平成20年６月 平成27年９月	ナショナル証券株式会社(現SMBCフレンド証券株式会社)入社 株式会社ＤＨＣ　入社 株式会社ハイパーエンジニアリング入社 当社入社 当社取締役兼営業担当部長　就任 当社取締役兼新規営業担当部長就任(現任)	(注)３	—
取締役	既存営業担当部長	井　上　　晋	昭和48年１月５日	平成９年４月 平成19年３月 平成20年６月 平成27年９月	株式会社日本マニュアルセンター入社 当社入社営業部長就任 当社取締役兼営業担当部長　就任 当社取締役兼既存営業担当部長　就任(現任)	(注)３	—
取締役	—	村　田　　斉	昭和41年12月１日	平成元年４月 平成６年７月 平成12年１月 平成12年８月 平成17年９月 平成19年６月	株式会社リクルート　入社 株式会社プレステージ設立　取締役就任 株式会社翔泳社　入社 当社取締役就任(現任) 株式会社翔泳社プラス(現　株式会社ＳＥプラス)　取締役就任 株式会社翔泳社プラス(現　株式会社ＳＥプラス)　代表取締役就任(現任) 株式会社システム・テクノロジー・アイ(現　アイスタディ株式会社)　取締役就任	(注)３	67,500
監査役(常勤)	—	坂　元　重　治	昭和26年４月10日	昭和50年４月 平成22年７月 平成26年６月 平成27年４月 平成27年９月	日本鉱業株式会社(現JXホールディングス株式会社)入社 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社常務取締役就任 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社顧問就任 当社入社 管理部長就任 当社監査役就任(現任)	(注)４	—
監査役(非常勤)	—	小　林　冬　海	昭和20年10月31日	昭和44年４月 平成12年６月 平成13年７月 平成14年８月 平成16年６月 平成18年11月	協栄生命保険株式会社入社 協生証券株式会社　監査役就任 株式会社川口電機製作所入社 アイ・エヌ・ピー株式会社入社 株式会社INP技術研究所　監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注)４	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役(非常勤)	―	尾　関　真一郎	昭和15年９月27日	昭和38年４月 平成元年９月 平成13年４月 平成15年６月 平成17年６月 平成18年９月 平成20年６月	株式会社富士銀行(現　株式会社みずほ銀行)入行 平岡証券株式会社(現　藍澤証券株式会社)取締役 みずほインベスターズ証券株式会社(現みずほ証券株式会社)監査役就任 橋本フォーミング工業株式会社(現株式会社ファルテック)監査役 株式会社鳥羽洋行　取締役 株式会社インターネット総合研究所監査役 当社監査役就任(現任)	(注)４	―
計							428,400

(注) １．取締役　村田 斉は、社外取締役であります。
２．監査役　小林　冬海及び尾関　真一郎は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、平成28年９月12日開催の臨時株主総会の終結から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、平成28年９月12日開催の臨時株主総会の終結から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の企業価値を継続的に高めていくには、株主や投資家の皆様や当社サービスを利用するユーザーの方から高い信頼を得ることが必要と考えております。

当該認識のもと、当社では迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性、透明性、及び客観性を確保するよう、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、経営に関する意思決定及び監督機関として取締役会を設置し、監査機関として監査役会並びに会計監査人を設置しております。

取締役の任期は２年とし、株主総会において信任を問うこととしております。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンス体制とその採用理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

当社の経営組織、及びコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。

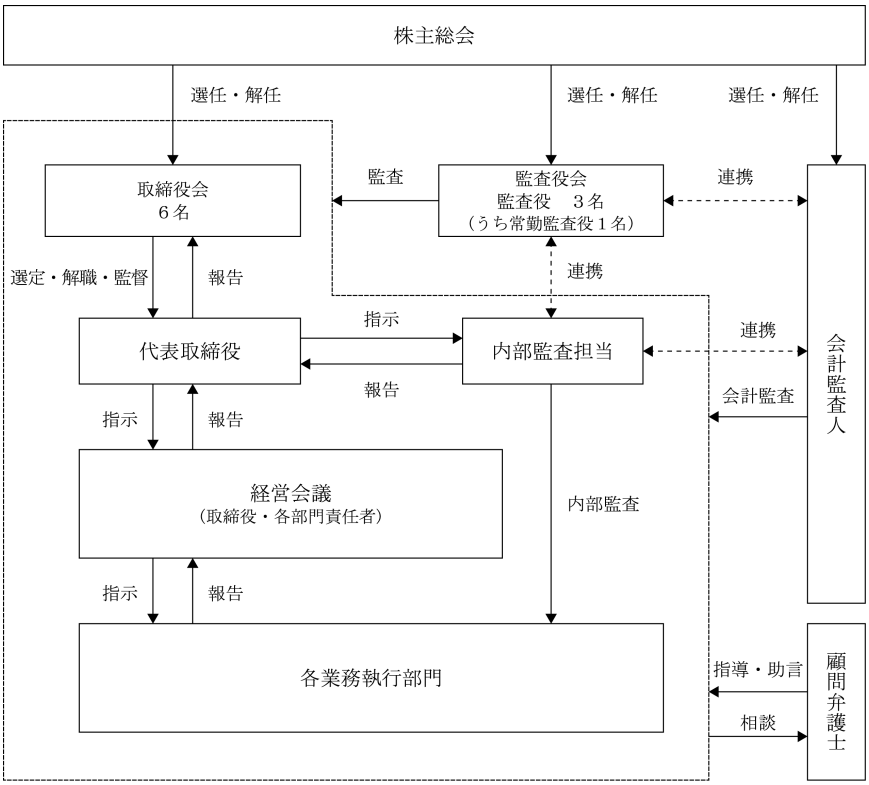

ⅰ）取締役会

取締役会は、本書提出日現在、社外取締役１名を含む取締役６名で構成されております。取締役会は、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令・定款・取締役会規則に基づき重要事項を決議及び報告し、取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

ⅱ）監査役、監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役３名で構成され、うち２名は社外監査役であり、うち１名は常勤監査役であります。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は取締役会経営会議その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べ、意思決定プロセスや取締役の業務執行の状況について確認ができる運営体制となっております。

監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、原則として月１回定例で監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会も開催しております。

また、内部監査担当者、及び会計監査人と随時会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

ⅲ）経営会議

経営会議は、原則として月１回開催しております。取締役及び各部門長の他、代表取締役が必要に応じて指名する管理職が参加し、取締役会付議事項及びコンプライアンス、リスク管理に関して経営上重要な影響を及ぼすおそれのある事項の協議、各部門からの業務執行状況及び月次業績の報告と審議が行われております。また、重要事項の指示・伝達等により認識の統一を図る会議体として機能しております。

ハ．内部統制システムの整備状況

当社は企業経営の透明性及び客観性を確保するため、内部統制に関する基本方針、及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

当社では会社法ならびに関連規則に基づき、業務の適正化を確保するための体制の整備を目的として、内部統制システムの基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社では、取締役及び使用人が社会の一員として社会倫理、コンプライアンス意識を持って、法令、定款及び各種社内規則等に則った職務執行を行い、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役会は、「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

(3) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(4) 代表取締役が指名した内部監査担当者は、「内部監査規則」に従って各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

(5) 万一コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会に報告する。

(6) 法令違反その他法令、定款、社内規則上の疑義のある行為等については、「コンプライアンス規則」に従って適切に対応する。

(7) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

(8) 必要となる各種の決裁制度、社内規則、及びマニュアル等を備え、これを周知し、運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存、及び管理に関する体制

(1) 文書管理規則を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書その他の情報(電磁的記録を含む)は、当該規則等の定めるところに従い、適切に記録し、定められた期間保存及び管理する。

(2) 取締役及び監査役からの議事録、稟議書、その他重要な文書の閲覧要請があった場合には、文書管理規則により、常時これらの文書を閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理のうち情報管理については「情報取扱管理規則」及び「個人情報保護規則」を制定し、その浸透を図る。

(2) 取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告を行う。

(3) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、総合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、様々なリスクの把握、評価、及び管理に努める。

(4) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。

(5) 内部監査担当者は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「組織規則」及び「職務権限規則」に基づき、取締役の合理的な職務分掌を定め職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、重要事項の議論、審議、検討及び決定を行い、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

(3) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、かつ迅速に業務を執行する。

5．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の承認により、監査役の職務を補助する使用人(以下、「補助使用人」)を置くことを求めた場合には、使用人を任命及び配置することとし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い、決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないように独立性を確保し、人事考課、異動等については監査役の同意を得た上で、決定する。

(2) 取締役及び使用人が監査役、又は監査役会に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を認知したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役、又は監査役会に報告する。また、内部監査担当者は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告する。さらに、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

(3) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社の取締役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

６．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。

(2) 監査役は、代表取締役や管理部長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(3) 監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換や情報交換を行い、連携を図りながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。

７．財務報告に係る内部統制システムの整備状況

(1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制構築を行い、その仕組みが適切に機能することを継続的に評価する。

(2) 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。不備があれば、被監査部門は適宜是正、改善し、その対策を講じる。

８．反社会的勢力の排除に向けた基本方針、及び整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求には断固として拒否する。

(2) 警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ニ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業環境の変化に対応しながら持続的な成長を達成していくため、企業活動に伴う様々なリスクについては、各部署においてリスクの分析や予防対策の検討等を進め、それぞれの担当取締役が対応部署を通じ、必要に応じて規則、マニュアルの制定・配付、研修等を行う体制となっております。

また法務上の問題については、顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて指導、及び助言等を受け、適切な対処を行える体制となっております。

ホ．内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、総務部(担当者１名)と制作部(担当者１名)が監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。具体的には、代表取締役が総務部及び制作部の人員１名ずつ計２名を内部監査担当者として任命し、相互に牽制しながら運用を行っております。

内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

当社の監査役会は、監査役３名で構成され、うち１名の常勤監査役を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月１回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は毎期策定される監査計画書に基づき、重要書類の閲覧、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取等を行っております。

また、内部監査担当、監査役及び会計監査人は、相互に連携を図るため、情報・意見交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

ヘ．会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については７年以下であるため、記載を省略しております。

平成28年度３月期において業務を執行した公認会計士の氏名、及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員　　斉藤　浩史

業務執行社員　　加藤　敦貞

・監査業務における補助者の構成

公認会計士　　７名

その他　　３名

ト．社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は１名であり、社外監査役は２名であります。当社では社外取締役１名、社外監査役２名を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として、同取引所に届け出る予定であります。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての必要な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

社外取締役の村田　斉は、他の会社の取締役を兼任しており、人材派遣業界における経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待しております。

社外監査役の小林　冬海は、長年の企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識や見識等を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の尾関　真一郎は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、当社と社外取締役１名及び社外監査役２名との間に資本的関係、又は取引関係その他の利害関係等はありません。

チ．取締役等の責任免除

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度 額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意 かつ重大な過失がないときに限られます。

② 役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	
取締役（社外取締役除く）	61,380	61,380	―	6
監査役（社外監査役除く）	2,550	2,550	―	1
社外取締役	1,050	1,050	―	1
社外監査役	3,200	3,200	―	2

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役としての給与及び賞与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成27年６月29日開催の定時株主総会において、年額100百万以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
３．監査役の報酬限度額は、平成13年６月20日開催の定時株主総会において、年額10百万円以内と決議しております。
４．平成28年３月期（平成27年４月～平成28年３月）の実績を記載しております。

ロ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（人）	内容
7,179	4	営業統括本部長、管理部長、新規営業担当部長、既存営業担当部長及び制作部長としての給与であります。

（注）１．使用人兼務役員の使用人分給与は、平成28年３月期（平成27年４月～平成28年３月）の実績を記載しております。

ハ．役員の報酬等の決定に関する方針

株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の担当業務、及びその内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により各役員の報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬額につきましても、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により各監査役の報酬額を決定しております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は、９名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役の選任、及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年９月30日を基準日として、会社法第454条第５項に定める中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑦　株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数、及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、及び保有目的

該当事項はありません。

(2)　【監査報酬の内容等】

①　【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,000	―	6,300	―

②　【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③　【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針であります。

第５ 【経理の状況】

１ 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)及び当事業年度(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期会計期間(平成28年７月１日から平成28年９月30日まで)及び第２四半期累計期間(平成28年４月１日から平成28年９月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３ 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４ 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し、会計基準等の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの積極的な参加を行っております。

1　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	242,305	239,075
受取手形	13,037	10,348
売掛金	102,129	157,870
仕掛品	1,832	868
前払費用	4,863	4,906
未収入金	5,496	24,615
繰延税金資産	54,103	37,158
その他	468	2,305
貸倒引当金	△229	△350
流動資産合計	424,006	476,797
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1　3,794	※1　3,656
工具、器具及び備品（純額）	※1　750	※1　557
リース資産（純額）	※1　3,109	※1　2,061
有形固定資産合計	7,653	6,275
無形固定資産		
ソフトウエア	1,559	2,955
無形固定資産合計	1,559	2,955
投資その他の資産		
出資金	110	110
長期前払費用	1,172	1,445
その他	3,707	3,707
投資その他の資産合計	4,989	5,262
固定資産合計	14,202	14,493
資産合計	438,209	491,291

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,436	75,452
1年内償還予定の社債	—	20,000
1年内返済予定の長期借入金	31,008	47,460
リース債務	1,145	1,243
未払金	16,590	21,272
未払費用	1,098	1,789
未払法人税等	287	198
未払消費税等	18,378	10,192
前受金	5,273	3,009
預り金	2,174	3,281
賞与引当金	16,542	8,495
流動負債合計	138,935	192,395
固定負債		
社債	—	80,000
長期借入金	82,044	91,140
リース債務	2,366	1,123
その他	418	—
固定負債合計	84,829	172,263
負債合計	223,765	364,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	1,949	1,949
その他資本剰余金	12,541	12,541
資本剰余金合計	14,490	14,490
利益剰余金		
利益準備金	1,949	1,949
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	188,003	279,040
利益剰余金合計	189,952	280,990
自己株式	—	△179,200
株主資本合計	214,443	126,281
新株予約権	—	352
純資産合計	214,443	126,633
負債純資産合計	438,209	491,291

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成28年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	499,679
受取手形及び売掛金	105,040
仕掛品	1,595
その他	24,349
貸倒引当金	△203
流動資産合計	630,461
固定資産	
有形固定資産	5,418
無形固定資産	22,922
投資その他の資産	5,037
固定資産合計	33,378
資産合計	663,839

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成28年９月30日）
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	53,422
1年内返済予定の長期借入金	51,762
1年内償還予定の社債	20,000
賞与引当金	12,477
その他	59,534
流動負債合計	197,196
固定負債	
社債	70,000
長期借入金	168,338
その他	34,911
固定負債合計	273,249
負債合計	470,445
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	14,490
利益剰余金	347,751
自己株式	△179,200
株主資本合計	193,042
新株予約権	352
純資産合計	193,394
負債純資産合計	663,839

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
売上高	620,267	726,473
売上原価	215,554	240,973
売上総利益	404,712	485,499
販売費及び一般管理費	※1　300,836	※1　348,870
営業利益	103,876	136,629
営業外収益		
受取利息	40	46
受取配当金	—	4
為替差益	73	—
受取ロイヤリティー	22	—
その他	33	—
営業外収益合計	169	50
営業外費用		
支払利息	2,738	3,230
売上債権売却損	815	608
社債発行費	—	1,259
その他	0	5
営業外費用合計	3,553	5,103
経常利益	100,491	131,576
税引前当期純利益	100,491	131,576
法人税、住民税及び事業税	290	200
法人税等調整額	△9,077	16,944
法人税等合計	△8,787	17,144
当期純利益	109,278	114,431

【売上原価明細書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　外注費		160,431	74.2	200,326	83.5
Ⅱ　労務費		41,716	19.3	28,009	11.7
Ⅲ　経費	※１	14,050	6.5	11,673	4.8
当期総製造費用		216,198	100.0	240,009	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,189		1,832	
合計		217,387		241,842	
仕掛品期末たな卸高		1,832		868	
売上原価		215,554		240,973	

（注）　※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
運用管理費	6,941	6,788

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	435,146
売上原価	128,548
売上総利益	306,597
販売費及び一般管理費	※1　203,704
営業利益	102,893
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	2
営業外収益合計	5
営業外費用	
支払利息	1,781
売上債権売却損	256
その他	4
営業外費用合計	2,043
経常利益	100,856
税引前四半期純利益	100,856
法人税、住民税及び事業税	2,149
法人税等調整額	31,946
法人税等合計	34,095
四半期純利益	66,760

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
						繰越利益剰余金	
当期首残高	10,000	1,949	12,541	14,490	1,949	121,613	123,562
当期変動額							
剰余金の配当						△42,889	△42,889
当期純利益						109,278	109,278
当期変動額合計	—	—	—	—	—	66,389	66,389
当期末残高	10,000	1,949	12,541	14,490	1,949	188,003	189,952

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	148,053	148,053
当期変動額		
剰余金の配当	△42,889	△42,889
当期純利益	109,278	109,278
当期変動額合計	66,389	66,389
当期末残高	214,443	214,443

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,000	1,949	12,541	14,490	1,949	188,003	189,952
当期変動額							
剰余金の配当						△23,394	△23,394
当期純利益						114,431	114,431
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	―	―	91,037	91,037
当期末残高	10,000	1,949	12,541	14,490	1,949	279,040	280,990

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	―	214,443	―	214,443
当期変動額				
剰余金の配当		△23,394		△23,394
当期純利益		114,431		114,431
自己株式の取得	△179,200	△179,200		△179,200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			352	352
当期変動額合計	△179,200	△88,162	352	△87,810
当期末残高	△179,200	126,281	352	126,633

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	100,491	131,576
減価償却費	2,992	2,882
貸倒引当金の増減額（△は減少）	88	121
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,824	△8,047
支払利息	2,738	3,230
社債発行費	―	1,259
売上債権の増減額（△は増加）	△47,662	△55,315
たな卸資産の増減額（△は増加）	△643	963
仕入債務の増減額（△は減少）	13,831	29,016
未収入金の増減額（△は増加）	△2,233	△18,783
その他	3,580	△4,048
小計	77,007	82,855
利息及び配当金の受取額	40	48
利息の支払額	△889	△3,846
法人税等の支払額	△284	△289
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,874	78,767
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	―	△2,900
その他	△100	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△100	△2,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△28,506	△74,452
社債の発行による収入	―	98,740
自己株式の取得による支出	―	△179,200
配当金の支払額	△42,889	△23,394
その他	△1,059	△793
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,454	△79,099
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	33,319	△3,231
現金及び現金同等物の期首残高	198,983	232,303
現金及び現金同等物の期末残高	※1　232,303	229,072

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	100,856
減価償却費	2,818
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△147
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,982
支払利息	1,781
売上債権の増減額（△は増加）	69,993
たな卸資産の増減額（△は増加）	△726
仕入債務の増減額（△は減少）	△22,029
未収入金の増減額（△は増加）	14,482
その他	21,594
小計	192,604
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△1,211
法人税等の支払額	△198
営業活動によるキャッシュ・フロー	191,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△68,500
社債の償還による支出	△10,000
リース債務の返済による支出	△2,096
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,403
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	260,601
現金及び現金同等物の期首残高	229,072
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1　489,674

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　10～15年

工具、器具及び備品　４～８年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

４　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　10～15年

工具、器具及び備品　４～８年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年間)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３　繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

４　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

５　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

６　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
建物	1,559千円	2,097千円
工具、器具及び備品	3,225 〃	3,088 〃
リース資産	2,127 〃	3,175 〃
計	6,912千円	8,361千円

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54％、当事業年度40％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46％、当事業年度60％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
役員報酬	23,160千円	68,180千円
給与及び手当	144,272 〃	133,687 〃
賞与引当金繰入額	13,680 〃	7,273 〃
貸倒引当金繰入額	88 〃	121 〃
減価償却費	1,790 〃	1,839 〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,028	―	―	2,028
Ａ種優先株式（株）	1,114	―	―	1,114
合計	3,142	―	―	3,142

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月24日定時株主総会	Ａ種優先株式	42,889	38,500	平成26年３月31日	平成26年６月25日

（注）　Ａ種優先株式の発行数は1,114株であります。当社定款に定められた配当額及び優先株式の累積条項に従い、前々事業年度までの累積配当額21,444,500円は累積され、前事業年度の配当額21,444,500円と合わせてA種優先株主に対して配当いたしました。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月29日定時株主総会	Ａ種優先株式	利益剰余金	23,394	21,000	平成27年３月31日	平成27年６月30日

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,028	1,492	―	3,520
Ａ種優先株式(株)	1,114	―	1,114	―
合計	3,142	1,492	1,114	3,520

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

Ａ種優先株式の取得請求権の行使による増加　980株

Ａ種優先株式廃止による普通株式の増加　512株

Ａ種優先株式の減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少　602株

Ａ種優先株式廃止による減少　512株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	―	512	―	512
Ａ種優先株式(株)	―	1,114	1,114	―
合計	―	1,626	1,114	512

(変動事由の概要)

自己株式(普通株式)の増加数の内訳は、次の通りであります。

Ａ種優先株式廃止による普通株式の増加　512株

自己株式(Ａ種優先株式)の増加数の内訳は、次の通りであります。

平成27年11月24日付臨時株主総会の決議による自己株式の取得　512株

Ａ種優先株式の取得請求権の行使による自己株式の増加　602株

自己株式(A種優先株式)の減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少　602株

Ａ種優先株式廃止による減少　512株

3　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権(平成28年３月14日発行)	普通株式	―	88	―	88	352
合計		―	88	―	88	352

(変動事由の概要)

第１回新株予約権の発行に伴う増加　88株

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月29日定時株主総会	Ａ種優先株式	23,394	21,000	平成27年３月31日	平成27年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
現金及び預金	242,305千円	239,075千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△10,001 〃	△10,003 〃
現金及び現金同等物	232,303千円	229,072千円

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、原則として安全性の高い預金等の元本保証・確定利回りの金融商品で余資運用し、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等については、主に銀行など金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

金銭債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であり、これらの金銭債務は流動性リスクに晒されています。

借入金は、主に金融機関から資金調達しており、当社に対する取引姿勢の変化等により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されております。また、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の支払金利の変動リスクに対しては、金融機関より情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の資金需要に関する情報及び資金繰り状況の的確な把握を行うとともに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	242,305	242,305	—
(2) 受取手形	13,037	13,037	—
(3) 売掛金	102,129	102,129	—
資産計	357,472	357,472	—
(1) 買掛金	46,436	46,436	—
(2) 未払金	16,590	16,590	—
(3) 長期借入金(※１)	113,052	113,191	139
負債計	176,078	176,218	139

(※１)１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金及び(2)未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	242,305	—	—	—
受取手形	13,037	—	—	—
売掛金	102,129	—	—	—
合計	357,472	—	—	—

(注３) 長期借入金(１年内返済予定のものを含む)の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	31,008	31,008	23,478	16,516	6,746	4,296
合計	31,008	31,008	23,478	16,516	6,746	4,296

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、原則として安全性の高い預金等の元本保証・確定利回りの金融商品で余資運用し、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等については、主に銀行など金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

金銭債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であり、これらの金銭債務は流動性リスクに晒されています。

借入金は、主に金融機関から資金調達しており、当社に対する取引姿勢の変化等により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されております。また、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の支払金利の変動リスクに対しては、金融機関より情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の資金需要に関する情報及び資金繰り状況の的確な把握を行うとともに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	239,075	239,075	—
(2) 受取手形	10,348	10,348	—
(3) 売掛金	157,870	157,870	—
(4) 未収入金	24,615	24,615	—
資産計	431,909	431,909	—
(1) 買掛金	75,452	75,452	—
(2) 未払金	21,272	21,272	—
(3) 社債（※１）	100,000	100,000	—
(4) 長期借入金（※１）	138,600	138,603	3
負債計	335,324	335,328	3

※１　１年以内償還の社債及び１年内返済予定の長期借入金は、それぞれ社債及び長期借入金に含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金及び(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債は、変動金利によるもので、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	239,075	—	—	—
受取手形	10,348	—	—	—
売掛金	157,870	—	—	—
未収入金	24,615	—	—	—
合計	431,909	—	—	—

（注３）社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	—
長期借入金	47,460	39,930	24,322	14,292	12,596	—
合計	67,460	59,930	44,322	34,292	32,596	—

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、ストック・オプション等を付与しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成28年３月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　5 当社監査役　3 当社従業員　35
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　212
付与日	平成28年３月14日
権利確定条件	(1) 行使条件 ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 (2) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第２回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年３月15日～平成38年２月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成28年３月11日
権利確定前(株)	
前事業年度末	―
付与	212
失効	―
権利確定	―
未確定残	212
権利確定後(株)	
前事業年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

決議年月日	平成28年３月11日
権利行使価格(円)	215,000
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、直近の取引価格を用いております。なお、直近の取引価格は、ＤＣＦ法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ―千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 ―千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	5,849千円	2,957千円
繰越欠損金	77,944 〃	33,812 〃
その他	3,039 〃	2,619 〃
繰延税金資産小計	86,833千円	39,389千円
評価性引当額	△32,730 〃	△2,230 〃
繰延税金資産合計	54,103千円	37,158千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
法定実効税率	37.1%	35.4%
（調整）		
住民税均等割	0.3%	0.1%
評価性引当金の増減	△48.8%	△23.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.7%	0.5%
その他	―	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.7%	13.0%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.4%から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の事業は、主に製品・サービス別に「MMS事業（マニュアルマネージメントシステム事業）」及び「MOS事業（マニュアルオーダーメードサービス事業）」の２つを報告セグメントとしております。

「MMS事業」は、各種マニュアルの管理・配信・閲覧・制作を支援する基幹システム「e-manual」の企画、導入及び運営のサービスを提供する事業を行っております。また、「MOS事業」は、主に各種マニュアルのテクニカルライティング（原稿執筆）と翻訳業務を受託する事業を行っております。

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載のとおりであります。

なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	損益計算書計上額（注）２
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	87,276	532,991	620,267	―	620,267
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	87,276	532,991	620,267	―	620,267
セグメント利益	16,501	187,533	204,034	△100,158	103,876
セグメント資産	9,170	114,074	123,244	314,964	438,209
その他の項目					
減価償却費	661	66	728	2,263	2,992
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	―	―	―	―	―

（注）１．その他は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社資産が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3) 減価償却費の調整額2,263千円は、主に本社建物に係る減価償却費であります。

２．セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の事業は、主に製品・サービス別に「MMS事業(マニュアルマネージメントシステム事業)」及び「MOS事業(マニュアルオーダーメードサービス事業)」の２つを報告セグメントとしております。

「MMS事業」は、各種マニュアルの管理・配信・閲覧・制作を支援する基幹システム「e-manual」の企画、導入及び運営のサービスを提供する事業を行っております。また、「MOS事業」は、主に各種マニュアルのテクニカルライティング(原稿執筆)と翻訳業務を受託する事業を行っております。

２　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載のとおりであります。

なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)１	損益計算書 計上額 (注)２
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	227,804	498,668	726,473	―	726,473
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	227,804	498,668	726,473	―	726,473
セグメント利益	89,808	209,114	298,922	△162,293	136,629
セグメント資産	131,278	63,760	195,039	296,252	491,291
その他の項目					
減価償却費	744	20	765	2,116	2,882
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,500	―	2,500	400	2,900

(注)１．その他は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社資産が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3) 減価償却費の調整額2,116千円は、主に本社建物に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資であります。

２．セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

相手先	売上高	関連するセグメント名
ファナック株式会社	197,161	MMS事業、MOS事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	松村幸治	―	―	当社代表取締役	(被所有) 直接38.3 間接　―	被債務保証	銀行借入に対する被債務保証	113,052	―	―

(注)　銀行借入について、当社の代表取締役である松村幸治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払い及び担保の提供等は行っておりません。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	松村幸治	―	―	当社代表取締役	(被所有) 直接40.0 間接23.3	被債務保証	銀行借入に対する被債務保証	138,600	―	―

(注)　銀行借入について、当社の代表取締役である松村幸治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払い及び担保の提供等は行っておりません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
１株当たり純資産額	△326.84円	139.94円
１株当たり当期純利益金額	141.17円	161.97円

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、記載しておりません。
３．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で株式１株につき300株の分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。
４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
純資産の部の合計額(千円)	214,443	126,633
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	413,294	352
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△198,850	126,281
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	608,400	902,400

４．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	109,278	114,431
普通株主に帰属しない金額(千円)	23,394	―
（うちＡ種優先株式に係る当期純利益金額)(千円)	(23,394)	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	85,884	114,431
普通株式の期中平均株式数(株)	608,400	706,500

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単元株制度の採用、株式分割及び定款の一部変更）

当社は、平成28年８月２日開催の取締役会決議に基づき、平成28年９月12日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

(1) 単元株制度の採用、株式分割及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則って、当社株式の売買単位を100株といたしました。上記に伴い、単元株式数を100株とする単元株制度に移行するため及び株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を行いました。

(2) 分割の方法

平成28年９月11日終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式１株につき、300株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,520株
今回の分割により増加した株式数	1,052,480株
株式分割後の発行済株式総数	1,056,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,224,000株

(4) 株式分割の効力発生日

平成28年９月12日

(5) １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は以下のとおりであります。

① 前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１株当たり純資産額	△326.84円
１株当たり当期純利益金額	141.17円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

② 当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１株当たり純資産額	139.94円
１株当たり当期純利益金額	161.97円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、記載しておりません。

【注記事項】

（会計方針の変更）

当第２四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

法人税法の改正に従い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する税務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当第２四半期会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第２四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額はありません。

（四半期損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
役員報酬	41,610千円
給与手当	70,573千円
賞与引当金繰入額	11,812千円
貸倒引当金繰入額	△147千円

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
現金及び預金	499,679千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△10,005千円
現金及び現金同等物	489,674千円

（株主資本等に関する注記）

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当第２四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注１）	四半期損益計算書計上額（注２）
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	194,114	241,031	435,146	―	435,146
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―
計	194,114	241,031	435,146	―	435,146
セグメント利益	103,659	96,793	200,453	△97,559	102,893

（注）１．セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

２．セグメント利益は、四半期財務諸表の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第２四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）
１株当たり四半期純利益金額	73円98銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	66,760
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	66,760
普通株式の期中平均株式数（株）	902,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成28年９月12日付で普通株式１株につき普通株式300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成28年３月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	5,354	400	—	5,754	2,097	538	3,656
工具、器具及び備品	3,975	—	330	3,645	3,088	193	557
リース資産	5,236	—	—	5,236	3,175	1,047	2,061
有形固定資産計	14,566	400	330	14,636	8,361	1,778	6,275
無形固定資産							
ソフトウエア	—	—	—	176,295	173,339	1,103	2,955
無形固定資産計	—	—	—	176,295	173,339	1,103	2,955
長期前払費用	1,172	1,219	946	1,445	—	—	1,445

（注）　無形固定資産の金額が資産総額の１％以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
第１回無担保社債	平成28年３月31日	—	100,000 (20,000)	0.5	無担保	平成33年３月31日
合計	—	—	100,000 (20,000)	—	—	—

（注）１．「当期末残高」欄の(内書)は、１年内償還予定の金額です。

２．貸借対照表日後５年内における１年ごとの償還予定額の総額

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定の長期借入金	31,008	47,460	1.60	―
１年以内に返済予定のリース債務	1,145	1,243	8.47	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	82,044	91,140	1.55	平成29年～平成33年
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	2,366	1,123	3.01	平成29年～平成30年
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	116,564	140,966	―	―

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金及びリース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	39,930	24,322	14,292	12,596
リース債務	724	398	―	―

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	229	350	―	229	350
賞与引当金	16,542	8,495	16,542	―	8,495

（注）　貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年３月31日現在)

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	245
預金	
普通預金	228,826
定期預金	10,003
計	238,830
合計	239,075

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社豊田自動織機	8,672
日本データカード株式会社	960
株式会社アート	715
合計	10,348

期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成28年４月	1,730
５月	5,334
７月	3,284
合計	10,348

ハ．売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ファナック株式会社	96,475
株式会社豊田自動織機	7,219
アンシス・ジャパン株式会社	4,967
日本エアロスペース株式会社	4,081
株式会社ＫＤＤＩウェブコミュニケーションズ	3,869
その他	41,256
合計	157,870

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
102,129	765,884	710,144	157,870	81.8	62.1

(注)　消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ．仕掛品

品名	金額(千円)
外注費	310
労務費	406
製造経費	152
合計	868

ホ．未収入金

品名	金額(千円)
三菱ＵＦＪリース株式会社	20,412
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社	3,050
株式会社ベネッセｉ－キャリア	810
東京信用保証協会	335
芝税務署	7
合計	24,615

ヘ．繰延税金資産
繰延税金資産は、37,158千円であり、その内容については「１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社アイワード	22,157
Ｇｒｅｅｎ　Ｓｕｎ　Ｊａｐａｎ株式会社	5,220
株式会社トライ・エックス	5,114
株式会社アットグローバル	3,975
株式会社マニュアルケア	3,563
その他	35,420
合計	75,452

ロ．１年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社商工組合中央金庫	23,160
城南信用金庫	20,016
株式会社りそな銀行	4,284
合計	47,460

③ 固定負債

イ．社債

区分	金額(千円)
第１回無担保社債	80,000
合計	80,000

ロ．長期借入金

区分	金額(千円)
城南信用金庫	40,802
株式会社商工組合中央金庫	33,190
株式会社りそな銀行	17,148
合計	91,140

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日、毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店　(注)１
買取手数料	無料　(注)２
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL　https://www.g-race.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) １．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 （株）	価格 （単価） （円）	移動理由
平成27年 11月26日	ミネルヴァ１号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区代々木三丁目23番４号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社）（当社の大株主上位10名）	Ａ種優先株式 430	150,500,000 (350,000) （注）５	ファンド満期到来による
平成27年 11月26日	ミネルヴァ１号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区代々木三丁目23番４号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	当社 （自己株式取得）	東京都港区虎ノ門三丁目８番21号	―	Ａ種優先株式 512	179,200,000 (350,000) （注）５	ファンド満期到来及び当社の資本政策による
平成27年 12月１日	―	―	―	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社）（当社の大株主上位10名）	Ａ種優先株式 △430株 普通株式 700株	―	Ａ種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） （注）４
平成27年 12月１日	―	―	―	ミネルヴァ１号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区代々木三丁目23番４号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	Ａ種優先株式 △172株 普通株式 280株	―	Ａ種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使） （注）４
平成27年 12月７日	ミネルヴァ１号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区代々木三丁目23番４号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社）（当社の大株主上位10名）	普通株式 280	60,200,000 (215,000) （注）６	ファンド満期到来による
平成27年 12月10日	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社）（当社の大株主上位10名）	ＳＢＩベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	普通株式 32	6,880,000 (215,000) （注）６	所有者の事情による
平成27年 12月10日	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社）（当社の大株主上位10名）	ＳＢＩベンチャー企業成長支援２号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	普通株式 46	9,890,000 (215,000) （注）６	所有者の事情による

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成27年 12月10日	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社)(当社の大株主上位10名)	ＳＢＩベンチャー企業成長支援３号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	普通株式 89	19,135,000 (215,000) (注)６	所有者の事情による
平成27年 12月10日	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社)(当社の大株主上位10名)	ＳＢＩベンチャー企業成長支援４号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	普通株式 64	13,760,000 (215,000) (注)６	所有者の事情による
平成27年 12月10日	ＮＭＣ株式会社 代表取締役 松村幸治	東京都中央区佃二丁目１番２－2610号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社)(当社の大株主上位10名)	ＳＢＩアドバンスト・テクノロジー１号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	普通株式 49	10,535,000 (215,000) (注)６	所有者の事情による

(注) １．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下１において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日(平成26年４月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．取得請求権はＡ種優先株式を１株につき普通株式1.63株の比率であります。

５．移動価格算定方式は、譲渡人と譲受人が協議の上、平成20年3月に発行したＡ種優先株式の発行価額と同じ価格に決定しております。

６．移動価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。

７．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年３月14日	平成28年３月14日
種類	第１回新株予約権	第２回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	88株	212株
発行価格	215,000円 (注)４	215,000円 (注)４
資本組入額	107,500円	107,500円
発行価額の総額	18,920,000円	45,580,000円
資本組入額の総額	9,460,000円	22,790,000円
発行方法	平成28年３月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年３月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)２	(注)３

(注) １．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年３月31日であります。

２．同施行規則第257条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日以降６か月を経過する日(当該日において割当新株予約権に係る払込期日又は払込期間の最終日以降１年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

３．同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

４．発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

５．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき215,000円	１株につき215,000円
行使期間	平成28年３月14日から 平成33年３月13日まで	平成30年３月15日から 平成38年２月14日まで
行使の条件	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

６．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

平成28年３月11日開催の臨時株主総会決議に基づく第１回新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
松村　幸治	東京都中央区	会社役員	68	14,620,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社代表取締役）（当社の大株主上位10名）
松村　信子	東京都中央区	会社員	20	4,300,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者） 当社の従業員

（注）　平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

平成28年３月11日開催の臨時株主総会決議に基づく第２回新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
飯田　智也	東京都中央区	会社役員	20	4,300,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
田邉　明子	東京都新宿区	会社役員	18	3,870,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
中村　堅一	埼玉県川越市	会社員	18	3,870,000 (215,000)	当社の従業員
木ノ下　俊弘	東京都台東区	会社役員	15	3,225,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
井上　晋	神奈川県横浜市中区	会社役員	15	3,225,000 (215,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
西岡　伸作	東京都大田区	会社員	15	3,225,000 (215,000)	当社の従業員
飯田　玲子	東京都中央区	会社員	10	2,150,000 (215,000)	当社の従業員
榎　まゆ子	東京都台東区	会社員	6	1,290,000 (215,000)	当社の従業員
進藤　麻美	東京都足立区	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
岩藤　匡史	千葉県浦安市	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
馬本　麻耶	千葉県浦安市	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
関戸　信之	東京都葛飾区	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
竹村　英樹	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
宮崎　雅之	神奈川県茅ケ崎市	会社員	5	1,075,000 (215,000)	当社の従業員
持田　鮎舞	埼玉県川越市	会社員	4	860,000 (215,000)	当社の従業員
金崎　博史	東京都江戸川区	会社員	4	860,000 (215,000)	当社の従業員
中村　学	東京都板橋区	会社員	4	860,000 (215,000)	当社の従業員
川本　鮎美	東京都小平市	会社員	3	645,000 (215,000)	当社の従業員
國吉　舞美	東京都練馬区	会社員	3	645,000 (215,000)	当社の従業員
渡部　智之	神奈川県多摩区	会社員	3	645,000 (215,000)	当社の従業員
寺本　未樹	東京都文京区	会社員	3	645,000 (215,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
坂元　重治	東京都西東京市	会社役員	2	430,000 (215,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)
橋本　慎太郎	東京都練馬区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
山野　未央	神奈川県海老名市	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
漆原　奈央	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
堀澤　美由紀	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
仲村　綾子	東京都世田谷区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
佐藤　卓	神奈川県横浜市港北区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
田鍬　享	東京都大田区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
脇山　翔	東京都新宿区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
倉沢　美紀	茨城県古河市	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
太田　真理	埼玉県上尾市仲町	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
西山　佳宏	東京都台東区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
有馬　慎一郎	東京都杉並区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
和田　梨紗子	東京都国分寺市	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
若林　大揮	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
吉田　貴典	東京都港区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
高橋　美希	東京都中央区	会社員	2	430,000 (215,000)	当社の従業員
村田　斉	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	1	215,000 (215,000)	特別利害関係者等(当社の取締役) (当社の大株主上位10名)
尾関　真一郎	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	1	215,000 (215,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)
小林　冬海	神奈川県川崎市高津区	会社役員	1	215,000 (215,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)

(注) 1．平成28年８月２日開催の取締役会決議により、平成28年９月12日付で普通株式１株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2．退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3　【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
松村　幸治　(注)１、２	東京都中央区	381,300 (20,400)	33.27 (1.78)
ＮＭＣ株式会社　(注)１、３	東京都中央区佃二丁目１番２-2610号	210,000	18.32
ＳＢＩインキュベーション株式会社 (注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	180,000	15.71
グレイステクノロジー株式会社 (注)９	東京都港区虎ノ門三丁目８番21号	154,800 (1,200)	13.50 (0.10)
村田　斉　(注)１、５	神奈川県横浜市青葉区	67,800 (300)	5.92 (0.03)
ＳＢＩベンチャー企業成長支援３号投資事業有限責任組合　(注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	26,700	2.33
ＳＢＩベンチャー企業成長支援４号投資事業有限責任組合　(注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	19,200	1.68
ＳＢＩアドバンスト・テクノロジー１号投資事業有限責任組合　(注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	14,700	1.28
ＳＢＩベンチャー企業成長支援２号投資事業有限責任組合　(注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	13,800	1.20
ＳＢＩベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合(注)１	東京都港区六本木一丁目６番１号	9,600	0.84
松村　信子　(注)４、８	東京都中央区	6,000 (6,000)	0.52 (0.52)
飯田　智也　(注)５	東京都中央区	6,000 (6,000)	0.52 (0.52)
田邉　明子　(注)５	東京都新宿区	5,400 (5,400)	0.47 (0.47)
中村　堅一　(注)８	埼玉県川越市	5,400 (5,400)	0.47 (0.47)
木ノ下　俊弘　(注)５	東京都台東区	4,500 (4,500)	0.39 (0.39)
井上　晋　(注)５	神奈川県横浜市中区	4,500 (4,500)	0.39 (0.39)
西岡　伸作　(注)８	東京都大田区	4,500 (4,500)	0.39 (0.39)
飯田　玲子　(注)６、８	東京都中央区	3,000 (3,000)	0.26 (0.26)
榎　まゆ子　(注)８	東京都台東区	1,800 (1,800)	0.16 (0.16)
進藤　麻美　(注)８	東京都足立区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
岩藤　匡史　(注)８	千葉県浦安市	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
馬本　麻耶　(注)８	千葉県浦安市	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
関戸　信之　(注)８	東京都葛飾区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
竹村　英樹　(注)８	神奈川県横浜市港北区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
宮崎　雅之　(注)８	神奈川県茅ケ崎市	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
持田　鮎舞　(注)８	埼玉県川越市	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
金崎　博史　(注)８	東京都江戸川区	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
中村　学　(注)８	東京都板橋区	1,200 (1,200)	0.10 (0.10)
川本　鮎美　(注)８	東京都小平市	900 (900)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
國吉　舞美　(注)8	東京都練馬区	900 (900)	0.08 (0.08)
渡部　智之　(注)8	神奈川県多摩区	900 (900)	0.08 (0.08)
寺本　未樹　(注)8	東京都文京区	900 (900)	0.08 (0.08)
坂元　重治　(注)7	東京都西東京市	600 (600)	0.05 (0.05)
橋本　慎太郎　(注)8	東京都練馬区	600 (600)	0.05 (0.05)
山野　未央　(注)8	神奈川県海老名市	600 (600)	0.05 (0.05)
漆原　奈央　(注)8	神奈川県川崎市宮前区	600 (600)	0.05 (0.05)
堀澤　美由紀　(注)8	神奈川県川崎市中原区	600 (600)	0.05 (0.05)
仲村　綾子　(注)8	東京都世田谷区	600 (600)	0.05 (0.05)
佐藤　卓　(注)8	神奈川県横浜市港北区	600 (600)	0.05 (0.05)
田鍬　享　(注)8	東京都大田区	600 (600)	0.05 (0.05)
脇山　翔　(注)8	東京都新宿区	600 (600)	0.05 (0.05)
倉沢　美紀　(注)8	茨城県古河市	600 (600)	0.05 (0.05)
太田　真理　(注)8	埼玉県上尾市仲町	600 (600)	0.05 (0.05)
西山　佳宏　(注)8	東京都台東区	600 (600)	0.05 (0.05)
有馬　慎一郎　(注)8	東京都杉並区	600 (600)	0.05 (0.05)
和田　梨紗子　(注)8	東京都国分寺市	600 (600)	0.05 (0.05)
若林　大揮　(注)8	埼玉県さいたま市浦和区	600 (600)	0.05 (0.05)
吉田　貴典　(注)8	東京都港区	600 (600)	0.05 (0.05)
高橋　美希　(注)8	東京都中央区	600 (600)	0.05 (0.05)
尾関　真一郎　(注)7	神奈川県横浜市戸塚区	300 (300)	0.03 (0.03)
小林　冬海　(注)7	神奈川県川崎市高津区	300 (300)	0.03 (0.03)
計	—	1,146,000 (90,000)	100.00 (7.85)

(注) 1．特別利害関係者等(大株主上位10名)
2．特別利害関係者等(当社代表取締役)
3．特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有している会社)
4．特別利害関係者等(当社代表取締役の配偶者)
5．特別利害関係者等(当社取締役)
6．特別利害関係者等(当社取締役の配偶者)
7．特別利害関係者等(当社監査役)
8．当社の従業員
9．自己株式
10．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
11．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月８日

グレイステクノロジー株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉	藤	浩	史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加	藤	敦	貞	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグレイステクノロジー株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グレイステクノロジー株式会社の平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月８日

グレイステクノロジー株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉	藤	浩	史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加	藤	敦	貞	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグレイステクノロジー株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グレイステクノロジー株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月８日

グレイステクノロジー株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉	藤	浩	史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加	藤	敦	貞	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグレイステクノロジー株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第17期事業年度の第２四半期会計期間(平成28年７月１日から平成28年９月30日まで)及び第２四半期累計期間(平成28年４月１日から平成28年９月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、グレイステクノロジー株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

GRACE
TECHNOLOGY

宝印刷株式会社印刷